

平成22年第2回幸田町議会定例会会議録（第2号）

---

議事日程

平成22年6月14日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（14名）

1番 酒向弘康君	2番 大嶽弘君	3番 池田久男君
4番 水野千代子君	6番 足立嘉之君	7番 鈴木博司君
8番 杉浦務君	9番 鈴木修一君	11番 大須賀好夫君
12番 内田等君	13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君
15番 夏目一成君	16番 鈴木三津男君	

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 近藤徳光君	総務部長 新家道雄君
健康福祉部長 伊澤伸一君	参事 杉浦護君
環境経済部長 松本和雄君	建設部長 鍋田堅次郎君
会計管理者 鈴木政巳君	教育長 内田浩君
教育部長 牧野良司君	消防長 酒井利津夫君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君	主幹 鈴木政彦君
------------	----------

---

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りします。

本日、議場において、「議会だより」用の写真撮影をするため、企画政策課職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

写真撮影は、質問者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますから、これより本

日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

- 議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、10名であります。  
議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

- 議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、2番 大嶽 弘君、3番 池田久男君の御両名を指名いたします。

---

日程第2

- 議長（鈴木三津男君） 日程第2、一般質問を行います。  
会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数  
の制限は行いません。  
答弁時間も30分以内とします。  
質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願い  
いたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤宗次君。

- 14番（伊藤宗次君） おはようございます。  
改め通告がしてございます2件について、順次、質問をしてみたいです。  
第1点目、地デジの問題であります。  
国民的な議論も合意もなく、国策として一方的に2011年7月24日でアナログ電  
波によるテレビ放送を打ち切り、翌25日から地上デジタル放送に強制的に切りかえる、  
地デジ移行まで1年そこそこの時点に来た今日、地デジ移行への不安と三河湾ネットの  
ケーブルによる地デジ対応の不誠実で、不透明な問題点などを提起をするとともに、総  
務省のタイムスケジュールのオウム返しではなくて、町として地デジ難民をつくらぬタ  
イムスケジュールを持ち合わせているかどうかを、まず第1に答弁を求めるものであり  
ます。

- 議長（鈴木三津男君） 総務部長。

- 総務部長（新家道雄君） 地デジの関係につきましては、ただいま議員が申されましたよ  
うに、国策として地デジにするという施策でございます。したがって、この責任につ  
きましては、すべて国、総務省が責任を持って対応するという内容でございます、  
全国の市町村は、その総務省の指導・要請を受けまして、とりわけ住民周知の課題につ  
いて役割を担っておるところでございます。

残すところ1年という移行になったわけですが、今までも住民に対しての周  
知活動は進めてまいりましたし、今後も引き続き周知を図ってまいりたいという考え方  
をいたしております。

今現在、参考まででございますが、普及率につきましては、平成22年のこの3月でございませけれども、3月時点で、愛知県は84.3%の普及率ということでございます。

なお、この数値につきましては、サンプル抽出でございますので、あくまでも推計ということでございます。

幸田町ではどうかということでございますが、幸田町についてのそういったデータはございませんので、あくまでも県の数値が幸田町にも置きかえられるというふうに思っております。

残り十数%の方々についてまだ普及がされておられませんので、これの促進を今後図っていくという立場で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、総務省のタイムスケジュール、それはもう公表されておりますし、私も承知しております。ですから、質問の中で、町として地デジ難民をつくらぬためのタイムスケジュールは持っているのかどうなのかということが質問のポイントであります。

あなたは、幸田町の中における普及率についてはつかんでおりませんと。つかんでないのに地デジ対応はできんわな、難民対応なんかできるわけないわけです。

ということは、幸田町におけるタイムスケジュールの中に地デジ難民対策というものはないんだと、こういう受けとめ方をするんですが、それでよろしいか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 決して、そのような地デジ難民をつくることのないように努力をしてまいりたいということで取り組んでおるわけでございますが、今の幸田町の普及率につきましては、やはりアンテナ受信等をされる方についての実質把握が十分でないわけですし、そういう意味では、いかほどの普及率かということは、把握できない状況でございますので、県の数値をよりどころにして、普及されていない残りの方々に対して啓発を行っていくという立場でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） あなた方には、地デジ難民をどうするかというものについての対策はないということに対して、あなたは決してそうではないと、努力をするんだと。じゃあ、何を目標に努力をするんだ。幸田町における地デジ難民になりそうな住民の置かれている実態も把握しておらんで、努力しますという悪あがきだ、そんなもの。地に着いた答弁ではなくて、口先だけでどうするか、こうするかと、こういうことであって、啓発をすることは結構だ。ですから、あなたの認識における地デジ難民とはどういう尺度で、どういうふうに見ておられるのか。「決してそうではない、努力をする」と言うからには、地デジ難民の定義というものをおおよそであっても、漠とした内容であっても、こういう人たちを地デジ難民と私どもは考えておりますと。したがって、それに対して対応の努力をすると、あるいは啓発をすると、こういうのが答弁の仕方じゃないですか。

ですから、あなた方の地デジ難民に対するどういう尺度と基準でそれをとらえておら

れるのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 地デジに移行するに当たりまして、視聴者は一定の負担が伴います。いろんなテレビの更新もしかりですが、テレビを更新しないまでも、チューナーを設ける、アンテナを敷設がえする、またはケーブルテレビに加入するといったような形で、いろんな面で経済的な負担が伴います。これらの経済的負担が対応できない世帯、これらにつきまして、地デジ難民という定義になろうかと思えます。

この関係につきましては、国も生活保護世帯を中心に、またNHKの受信料免除世帯をさらに拡大して、チューナーの無償提供等の対策も講じております。

こういった方々に加えて、さらに地理的な条件によって電波が届かないといったような地域に対して地デジ難民というような形の定義になろうかと思えますが、たまたま幸田町につきましては、全域、地デジ放送の受信が可能と、アンテナで受信が可能という結果が出ております。

局所的には、ビル陰等については、まだ今後、設置、切りかえをしてみないとわからない部分もありますが、原則としては、地デジ放送の電波はアンテナで町内ではどこでも受信できるという結果が得られております。

したがいまして、地デジ難民という対象は、そういった経済的な負担が対応できない方々だというふうに認識をいたしております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 講釈は結構です。

実態として、どう把握しているのか、尺度はそうだ。総務省の言う、生活保護世帯や障害者のいる世帯などでだ。「などで」というのは、それが幅が広くて、そういう人たちも包含をして、NHKの受信料を全額免除された人と、こうでしょう。じゃあ、幸田町でどれだけつかんでおるの、何人おるの。わかっておらないかんわな、それだけのことを講釈並べるなら。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 今現在、手続をされている方は50世帯でございます。まだまだ全員ではございません。ただ、どなたがそういった対象であるかにつきましては、これは個人情報ということで、そういったデータについては入手いたしておりません。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 50世帯だと。50世帯が全部地デジ難民だというふうには当てはまるかどうか、さらに拡大するのか、絞り込まれるのかというのは、まだ未知数なんですよね。だから、そういう中で、二言目には「個人情報だ」と。別に、個々の名前を上げて、あの世帯、この世帯なんていうことを聞いておるんじゃないですね。

そういう地デジ難民が生まれる恐れがあるときに、総務省の使い走りではなくて、幸田町としてどういう対策をとっていくのかということが求められていますよということなんです。

時間がないんで、次に移りますが、そういうことも含めて、一つは、幸田町の特殊性というのがあるんですよ。

幸田町には、二つの電波障害地域がございます。一つは、中部電力の鉄塔による電波障害、一つは、新幹線による電波障害地域と、こういう形で二つの区域がある。それ以外の地域は電波障害がないという形で、アンテナ地域という形で区分されておるわけですね。

つまり、新幹線エリアと中部電力エリアとアンテナ地域エリアと、こういう三つの地域に分けられている。それが一面、いろんな問題で複雑な状況を生み出していると、これが言えるといいんですが、時間的な問題は難しいと思いますが、そういう二つの共聴地域、この地域を含めて、全町に、あなたも答弁されたように、幸田町が1,500万円、三河湾ネットに補助金を出してケーブルテレビのケーブルを引かせましたよね。そういう点で、あなたは全町的にカバーされておるんだよと、こういう前提で答弁をされております。

そうした中で、一つは、この二つの地域における、つまり中電と新幹線の地域における集合住宅、戸建ての家ではなくて、集合住宅における地デジ対応の問題、例えば10戸の集合住宅があったとします。その10戸全部が地デジ対応をするということであれば、電波障害地域については、月々735円の基本使用料でよしと。しかし、10戸のうちで1戸、2戸、やっぱりちょっとどうしても地デジを見たいと、こういうふうに申し込んだときに、どういうふうな対応を三河湾ネットはやっておりますか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 集合住宅につきましては、三河湾ネットの対応は、1棟単位という扱いをいたしております。

したがって、入居者個々に対応する場合は、これは中電エリア、新幹線エリアにかかわらず、アンテナエリアの料金でもって対応しておるという実態でございます。

しかし、集合住宅1棟全体がケーブルテレビの対応ということになれば、中電エリアにつきましては735円という価格が示されるということでございます。

したがって、集合住宅のオーナーの対応いかんというところに入居者の月々のケーブルテレビの受信料が変わるという状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ちょっと見逃せない答弁をされたですね。今、「中電地域では」というふうに限定されたですね。じゃあ、新幹線地域はどんな対応ですか。

ということをやっておっても時間が過ぎるだけなんで、先ほど申し上げた、中電も新幹線も電波障害地域という形で対応しておるはずなんです。そういう点からいけば、あなたの言われるように、10戸あったときに、全戸を地デジ対応すれば、月々735円の基本使用料ですよ。それは、三河湾ネットの「ナイス1」という商品をやったということが前提ですけども、それ以外の地域と同じ扱いをしているのが、全戸でありながら、そのうちの1戸とか2戸が、先ほど申し上げたように、地デジを見たいと言ったら、何で戸別アンテナ地域の扱いをされるのか。戸別アンテナ地域になりますと、月々735円が一気に1995円になります。なぜなのかと。

通告にもございますように、三河湾ネットの使い走りをあなた方がやっておってはあ

かんと、メッセージボーイをやっておるなら、あなた方はそんなところに座っておる必要はないわけだ。私は三河湾ともちよいちよい交渉に行きますけれども、そういう直接交渉でいいんですよ。

あなた方はというよりも、幸田町は町民の税金500万円で三河湾ネットの出資金を出して株主になっているんですよ。株主になれば、株主の利益のために株主がその権益を発揮して頑張っていくというのが当たり前でしょう。

そうしたときに、同じ電波障害地域でありながら、戸建ての家が地デジの「ナイス1」という商品をやれば、月々735円、集合住宅10戸あるうちの1戸、2戸がやったら、月々1,995円というものに対して、メッセージボーイじゃなくて、幸田町としてそれがいいかどうか。合理的で説得的な内容かどうかというものを検証したことがあるんですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） この取り扱いのルールにつきましては、これは三河湾ネットが独自に定めておる規定でございます。アパートについては、1棟単位の取り扱いを原則とすると。それをたがえて各戸別に対応する場合は、アンテナ地域の料金体系でもって対応させていただくというのが三河湾のルールでございます。

これについて、私どもは格差の原因になるわけでございますので、これらについて、三河湾ネットに対して改善・検討を、やはり意見として示していきたいというふうには考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、同じ電波障害地域ですよ。中電であろうと、新幹線であろうと、同じ障害地域で、戸建ての家は735円、集合住宅で個々にやられる人は1,995円と。集合住宅に入っている人たちに対する蔑視じゃないか。あんたところ、1軒の家も持てんで、言い方は悪いですが、長屋に住んでおって、やるんだったら金出せよと、こういうことでしょう。同じ障害地域なんですよ。

障害地域で、たまたま戸建ての家に住んでいるのか、集合住宅の中の1部屋に住んでいるのかという違いだけで、何で3倍もかかる負担を求められるのかという点でいけば、先ほど申し上げた合理的で説得的な理由は何もない。つまり、三河湾のあこぎな商法にあなた方は手を貸しておるということなんですよ、違いますか。

同じ土俵でありながら、なぜ同じような扱いをされんのか。10戸ある1棟の中には、ケーブルでもう既に個々の家のところまで地デジの線が入っておるんですよ。別にあなたが工事せんでもいい。ぴちっと切りかえれば、すぐ地デジが入る。それで、月々735円。だけれども、集合住宅はぴちっとやっても1,995円。これが合理的で説得的な理由になるかどうかということなんです。

そのために、随分の人たちが何でこんなに高いのだと、隣の人は戸建ての家で、隣の人は、うちは735円、あんたところはお金持ちだから、そうやってとられたのかと冗談まじりで話をされる。

そうしたときに、どこに不満がぶつけられるかという点からいけば、2人なんですよ、三河湾ネットと幸田町。それに対して、あなたが改善をし、検討するようにということ

を今後申し入れていきたいということでしょう。今まで、そういう問題も何回かやってきたけれども、これからだと、まあそろそろ腰を上げないかん時期かなと。大分、みんなも、住民も苦しんでおると、こういう感覚ですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 三河湾ネットの取り扱いルールといたしましては、1棟単位で扱うというルールを持っているわけでございます。

したがって、オーナーさえ、すべてをケーブル化するというような対応であれば、これは735円か、それ以下に料金はなってくるわけでございますので、オーナーの方針決定いかんで、こういう安い価格での提供も可能なわけでございますので、そういったオーナーへのPRを一方では考えております。

また、地デジ受信には、ケーブルテレビ以外にアンテナ受信も可能であるわけであり、したがって、アンテナ受信するか、ケーブル受信するかの選択肢があるわけでございますので、そういったことを視聴者については総合的に判断いただいて決めていただくということでございますので、独占的にケーブルテレビが、三河湾ネットが押しつけておるわけでもございませんので、その辺、アンテナ受信選択肢をやはり考慮した上での判断を求めていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） まさに、あなたの言い分は、三河湾ネットの使い走り、メッセンジャー、それをさらに超えて、開き直りと居直りで、高圧的に住民に言っとることですよ、そうでしょう。

アンテナ地域、アンテナを立てればできるじゃないかと、1棟単位が基本だから、1棟じゃなくて、その中の1戸がやって、1,995円が高いと言うなら、アンテナ地域だったら、アンテナを立てればいいじゃないかと。アンテナを立てるとして、735円にせよなんて、おまえのほうが悪いと住民に言っとるのと一緒ですよ。

だから、三河湾が1棟単位だということに対してどう突破口を開いていくかということをやっつけていかないと、結局、使い走りで住民に負担を押しつけとるだけなんだ。そのために、どれだけ合理的なへ理屈を並べておるかどうかだけのこと。そうでしょう。

だったら、三河湾に対しても、地デジを普及するためにどう協力するのかと、企業として。企業の社会的正義感があるのかどうなのかと。そうでしょう。道徳心があるのかと、企業は。もうけのためには、どれだけ住民を泣かせてもいいということじゃないんですよ。企業としての社会的正義感、道徳心、こういうものがあってしかるべきでしょう。そういうときに、じゃあ幸田町から一つ提起ができるのは、障害地域であれば、1戸建てであろうと、1棟の中の1人、2人であろうとも、735円で統一すべきだというのをなぜきちっと言えんのだ。

使い走りでメッセンジャーをやって、開き直って住民にけつまくるような、そんな答弁が何で出てくるんだ。

少なくとも、共聴地域、いわゆる電波障害地域については、あれこれに尺度やしんしゃくをせずに、735円でもそれ自身でもどえらい問題だわ。そんなことを言ったら、時間がないけれども、735円で統一すべきだと。それでも結構もうかるんですよ。

もともと、電波を受けてちょこっと流しているだけだ。その中に、要らんもんをちょこっとつけるもんだから、735円にしとるわけだ。あこぎな商売だけれども、そのあこぎにさらにげたをはかせて1,995円を取ることもよりも、少なくとも共聴地域については735円でやれと、それが総務省の言うところの地デジの普及に対して三河湾として企業の社会的責任と正義感でやるべきことじゃないですかということぐらい言えんですか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 先ほどから伊藤議員から御指摘をいただくわけですが、すべからく皆さんに同じ価格で提供する、それは当然、自治体、私どもとしてはそのように考えておりますが、三河湾ケーブルネットは、御承知のとおり、会社でございます、経営を中心として。その中で、町は株主と100株、500万、蒲郡は400株かな、約4倍の2,000万ですか、そういう出資をして、この放送事業が成り立っておるわけでありまして、先ほど来からおっしゃっておりますように、対中電共聴と三河湾との関係につきましても、1,995円であるわけでありまして、しかし735円ということは、中電共聴がこぞって加入をしてもらえるというような前提のもとに、1棟当たり735円。個々に、おっしゃるとおり、全部一緒にすればいいわけでありましてけれども、そういう努力をして交渉した上で735円があるわけでありまして、そのことはひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

蒲郡の関係等々につきましても、中電との関係は私は承知をいたしてはおりますが、多分、735円以上であろうというふうに、以下ということはないというふうに思います。

したがって、そういった関係、特に新幹線との共聴からいたしますと、735円自体も新幹線共聴からしますと無料でございますので、この辺の特殊性は御理解をいただきたいというふうに思いますが、いずれにしてもそうした努力を重ねながらこの今日があるわけでございますので、そのことはひとつ前提として御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、735円、共聴地域は、戸建てですよ。それは一生懸命努力して、三河湾のセールス価格だと。セールス価格で普及するために努力した、その成果が735円だと言って、言われることはわからなくてもないけれども、そんなこと、強調するほどの内容かどうかという問題があります。

これ以上、これには入っていきません。次に入っていきます。

2003年、平成15年10月17日、新幹線の共聴組合5組合と三河湾ネットが協定書を締結をして、町長が立会人として署名・捺印をされておられます協定書がございますよね。

その協定書の3項目にこういうくだりがございます。

三河湾ネットは、アナログ放送終了以降は、新幹線共聴5組合員世帯について、地上デジタル放送を補償すると、このように規定されています。

この補償とは何なのかということですが、補償とは、引き続き無料で既存7チャンネル

ルですよ、地デジに切りかわっても7チャンネルは同じと。7チャンネルについては無料で視聴できますよという意味なんだと、こういうことです。それを補完をするために、町長が同じく同年の10月30日付の公文書で、「新幹線共聴組合の皆様へ」と題する文書で同趣旨の協定が結ばれ、町も立ち会いをしたと、こういう文書ですね。この文書を全新幹線の共聴組合員宅に回覧で回されています。これについては間違いございませんか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 地デジへの対応についての私も薄々記憶しておりますが、ただ無償であるかどうかについては、ちょっと今、言及を避けさせていただきます。私はちょっと痴呆が進んだせいか、いずれにしてもちょっとそれまで明確な記憶を責任を持って回答することはできませんので、そうした対応をしていくことは当然であるというふうに思いますので、ただ無料ということについては、ちょっと避けさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 情勢は常に変化し、発展をします。しかし、協定をされた内容がその時々でころころころころ変わっては困るし、町長も、きょうは、いや、ちょっと認知が進んだから、記憶がないからと、いいようにごまかしておるけれども、過去の場では、補償するということは、引き続き無料視聴ですよ。ただし、既存7チャンネルだぞと、こういうことはもう何回も言っておられておる。そして、一般質問でこうしたことを詰めると、いや、ちょっと記憶がないなというのは、ちょっとえらくないか。違うか。

あなた方もこういう文書は持っておられる。協定書の3項で、アナログ放送終了以降は、甲の組合員、甲の組合員とは新幹線共聴組合を指すわけですが、甲の組合員世帯について、地上デジタル放送を補償するものとする。補償するものとするという点で、この協定書の内容は、じゃあアナログ7チャンネルは有料かということが逆な問題として出てくるんですよ。これは無料ですよ。

無料のアナログから地デジに変わったときには、引き続き補償しますよというものの解釈については、町長も過去の議会の中の答弁は、これは引き続き無料だと、こう言ってきたわけですよ。わざわざあなたも、10月30日付の「各新幹線共聴組合員の皆様へ」といってこの文書を出しておられるわけです。

そういう点からいけば、その確認を今求めたところではありますが、そうしたことも含めて、あなたは今、灰色にしておいたほうが身の安全だなど、こういうことですよ。今まで来たのは真っ白だった。1点の曇りもなく、引き続き無料だと言っておきながら、ここへ来たら灰色にしちゃって、いつでも真っ黒になるように、しいてはまた色抜きして白になるようにと、どちらでもとれるような立場で答弁されるのはどうもならん。

そのたびに住民が苦勞するわけだということも含めて、そういうことも含めて、今、今回、この一般質問に先立って資料の要求をいたしました。

新幹線共聴で既存7チャンネルの世帯数は約2,000世帯であります。過去に、こうした問題で資料の提出をいただきました。

そうしますと、ここから推測しますと、新幹線2,730世帯のうち、現在、アナロ

グで見ておる人は2,000世帯だよということは、差し引きすれば、地デジで視聴をしている人たちは約750世帯あるわけだ。そういう人たちに、この協定に町長も立会人として署名・捺印をされた協定書でいけば、少なくとも7月24日までの関係については、契約そのものは成立するでしょう。しかし、7月25日からは全部切りかわっちゃうわけだ。アナログはもう見たくても見れない。

そういうときに、今、結んでいる契約については、一たん白紙に戻して、25日以降、引き続き「ナイス1」というおかしな物までつけて、19チャンネルを見ることが、あなた、希望されますか、どうか。それとも、もう地デジに切りかわったから、既存7チャンネルと押しつけ2チャンネルがあるけれども、既存7チャンネルを無料で見れますよと、今度は、25日からは、この協定でいけばという点からいけば、私は今、契約をされている人については、7月24日までの関係で、一たん契約を白紙にして、それ以降やるならば、再度契約を更新する、手続更新すると、こういう選択をきちっと私は地権者、住民に求めるべきだというふうに思うわけですが、どうでしょう。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 先ほどの協定書の補償の定義でございますが、これにつきましては、実際には無償での提供ということでございます。新幹線共聴につきましては、2011年7月24日まではアナログ放送を補償しますよと、それ以降につきましては、基本、7チャンネルのデジタル受信を補償しますよと、無償で補償しますよという取り決めでございます。これについて完全実施を図ってまいりたいということで考えております。

今現在、デジタルを見ようとする、有料のメニューで見ておられる方が多いわけでございます。そういった方々につきましては、2011年7月24日以降につきましては、基本7チャンネルについては無料で視聴できますよということを今後十分PRして、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

今、議員の御提案されていますような、一たん契約を全部破棄して対応するというような形ではなくて、今の無料制度を十分周知して、加入者の御判断を仰ぐという形をとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうことだ。

問題は、ただそうしたときに、現在の契約を解除すると、どちらを解除するかという、解除した場合、これは費用負担が取られるわけですよ、解除手数料だと。そういうのをあこぎ商法と言うんだ。

自分たちが、三河湾が7月24日以降は地デジは無料で見れますよと、ただし7チャンネルですよと、しかしそれでもいいですかと言って、契約者と十分必要な説明をされたかどうかということじゃないんだわ。

こういうものが、今やっておけばいいですよと言って、わーわーわーわーと判こを押させておいて、いや、そんなはずじゃなかった。25日から無料で見れるなら、そんなおかしな商品は要らんの、既存7チャンネルプラスおまけの2チャンネルでわしはいいと言ったときに、いや、そういうことを言われるのなら契約解除しましょうよと。解

除したときに、あなたは手数料を取りますよと、こういうのはあこぎ商法と言うんだな。

そうしたときには、少なくともそういう契約の解除の仕方をするということについては、解除手数料、住民の負担をかけないと、こういうことがあってしかるべきですよ。そこから辺はいかがお考えですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 2011年7月24日以降に、基本7チャンネルを無料で見たいと、そのように切りかえたいという加入者が見えた場合に、その契約変更に係る費用については、加入者に負担とならないような措置を三河湾ネットに確認してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） ぜひ、そういう選択の機会を現在契約している人たちにきちんと与えて、費用負担はないですよと、三河湾の企業としての説明責任はきちっと果たされてへんわけだ。企業としての説明責任をきちっと果たさんで、住民の側が、マスコミがわーわー言う、総務省がわーわー言う、それじゃあ一回、地デジを見てみようかなと言って契約されて、協定書の中に、25日以降は無料で見れるならば、この際、契約解除したいといった申し出があったときには、企業としての説明責任の不足という問題はあるわけなんで、そういう点からいけば、費用負担なしで契約を解除させて、その上で新たな契約を結ぶについては、これは市町村の住民の判断によるという形で事を進めていただきたいと思います。

残り時間がございませんので、極めて不十分だと。極めて不十分だけれども、この問題については、引き続き、1年そこそこの問題ですけれども、住民がそのはざまに追い込まれてくるときに、いかに行政として、自治体として、住民の負担と犠牲を伴わないように、地デジ難民をつくらないために、行政として果たすべき役割、それは住民の利益に立ってきちっと物を言うべきは言い、三河湾の使い走りやメッセンジャーと言われて批判を受けるようなことのないように求めて、次に移ります。

2番目の指定管理者制度の問題であります。

地方自治法が2003年、平成15年の6月に一部改正をされました。自治法の244条に、公の施設の設置目的は、住民の福祉の増進に資する施設であって、その管理委託は公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定をされていたものであります。

しかし、この自治法の一部改正で、構造改革の名前で、法人、そのほかの団体であって、普通地方公共団体、平たく言えば自治体です。地方自治体が指定する者、これが指定管理者と言いますが、そういう者に公の施設を管理させることができると、このように改められてきたところであります。

幸田町が十分な内部協議や検討もせずに、どたばたと指定管理者制度を2006年、平成18年度に導入をし、5年間の管理委託契約をいたしました。その5年間の終期を迎えているのが今年度であります。

この5年間、その成果と教訓はまず何であるのか、それと住民の福祉の増進に資するという設置目的の公の施設、その公の施設が目指すべき目標に対して、その成果と教訓をつかんでおられるなら、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 指定管理者制度については、今、伊藤議員の御指摘のように、平成15年の小泉内閣のときに、この地方自治法の第244条の2の「公の施設の設置管理」に対する事項が地方公共団体だけでなく、法人、その他民間でもやれると、そういう道を開かれたことは、御指摘のとおりであります。

そうした面から、私どもといたしましても、おくれること2年、17年9月議会で、この指定管理者制度に対する手続の關係の条例を制定をした、御案内のとおりであります。

そうした中で、このそもそもの考え方は、先ほど御答弁申し上げましたように、公でなくて、法人、その他一般でも管理ができるということは、つまりは、いわゆる公務員の総数を減らしていくという側面もあったというふうに思うわけですが、公務員を5カ年で5%強の削減をすると、そういうことをしながら、特に公務員が携わることによって、その人件費の係る負担ということからいたしまして、これを軽減するということが、この指定管理者制度の大きなねらいでもあったわけですが、指定管理者制度をいたしたことによって、一般職員を、町の職員を引き揚げて、例えば文化振興協会、あるいはまたシルバー人材センター等々に委託をし、また道の駅もそうありますが、そういうことをして、人件費の抑制をした。恐らく、そうした關係の経費節減は約6,000万強に及んだかというふうに、六、七人が引き揚げをしたと、例えば文化振興協会でその任を任せたとということであるわけですが、私はそのことによって、このいわゆる利用のサービスが低下したということにはならなかったと思いますし、むしろその成果自体は上がっておるというふうに思います。

多様なニーズにこたえる、小回りの効くサービスができると、そういうことが大きな原因であったというふうに思うわけですので、ただそうしたことによって、一般職員だけでなく、嘱託、あるいはパート等々によって対応してまいったと、いわゆるワーキングプアという御指摘のそしりはあるかというふうに思うわけですが、しかしやっぱり労働市場の活用をするという側面からいたしますと、私はその限りにおいて、その成果は上がったというふうに思っております。

詳細については、教育なりからも説明をするかというふうに思うわけですが、いずれにしてもそうした成果は十分上がっており、非常に利用率も上がっており、好評を博しておるというふうに思いますので、その限りにおいては大きな成果を得ておるし、また引き続きこうした形で指定管理を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） それでは、ハピネス・ヒルに關しての現時点での成果と、そして課題ということですが、先ほど町長が申しましたように、いろんな町民のニーズに沿った活動をしているということですが、その一つの目安として、ホールの稼働率があろうかと思ひます。

この稼働率、平成17年度、三つのホールの平均であります、59.3%であったものが21年度には71.8%ということで、全国平均の50%台を大きく上回っているといった状況でございます。

また、文化活動の自主事業におきまして、平成21年の1月には総務大臣賞を受賞するなど、全国的にもその評価をされているというふうに思っております。

また、21年2月1日基準の住民意識調査におきまして、指定管理者が変わったことによるサービス等の状況に対する質問がございまして、その質問に対しまして、「以前と変わらない」というのが第1位でありました。44.5%でありましたが、「イベントが楽しみになった」、あるいは「サービス、宣伝が充実した」「対応がよくなった」といった、合わせて31%となって、評価された結果というふうに判断をしております。

町民プール、図書館につきましては、近隣に公立や民間の類似施設がオープンしたことによって、厳しい環境ではありますが、その影響を少しでも減らそうということで、利用者のニーズに沿った教室の開催や講座など自主事業を充実させて、好評を得ているというふうに思っております。

特に、図書館におきまして、平成20年度の県外の公立図書館における住民1人当たりの貸出冊数は愛知県下で2位でありました。

次に、課題であります。町民会館における文化活動につきましては、大きく貸し館事業と自主事業に大別されておまして、その自主事業の中にも三つに分かれております。

プロの講演の買い取り講演など、ある程度収益・収入を上げることを目的とした観賞型と、それから採算よりも広く住民に文化・芸術を楽しんでもらうということを目的としました普及型、そして主に住民みずからが参加するような参加型の3種類がありまして、普及・参加型の比率が高いほうが、その施設は頑張っているといったような評価があるということを聞いております。

幸田町の場合、この普及・参加型の比率が約4割でありまして、全国平均が約6割ということでありまして、若干低いということでもあります。

この参加・普及型の比率を高めていくことも必要かというふうに思っておりますが、ただこの参加・普及型は収益率が非常に低いということで、これを行えば行うほど赤字を生み出すといったようなこともございまして、今後の検討課題となっております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長もちよつと言われていましたが、この指定管理者制度というのは、小泉内閣の構造改革と規制緩和、民間でできるものは民間でと、安ければ何でもいいよと、こういうことで、極めて乱暴なやり方で構造改革を進め、それをさつとやれと言って、あなた方の受けとめ方も若干問題があったわけですが、ともかく公の施設は全部、直営か委託かどっちかに全部振り分けなあかんと言って、必死になられたわけですよ。まだ、そんなほかの市町なんかそんなことをやっておらんのに、先頭を切って愛知県の中でも五つの市町村だけです、図書館を指定管理者制度に委託しているのは。

そういう状況にありながら、今、教育部長は、参加型と普及型が極めてまだ全国レベルよりも低いと、それを推し進めれば赤字がどんどんふえてくるので嫌だと、こういう言い方だな。

もっと簡単に言えば、私は別に指定管理者になって、3施設が横着しとるなんていう

ことは言っとらんです。彼らの負担と犠牲の上に、今、ずっと頑張っておられるわけです。あなたがそういうことを言われるならば、じゃあ幸田町にとって文化とは何ぞやと、教養とは何ぞやと、そういうものが事業計画の中にきちっと位置づけられておるのか。今度、引き続き指定管理で文振協をやるといったときに、事業計画がきちっとしとらんわけですよ。目指すべき目標が何なのか。ありきたりの目標を抱えてやるとと。

しかし、受けた側は、じゃあ幸田町における文化をどう発展させようかと、教育をどれだけすそ野を広くやろうかと一生懸命頑張るとるんですよ。それを上面だけさっと投げてやって、いや、赤字になっちゃうから、ちょっと考えるわと、そんな問題じゃないですよ。

そこで、お尋ねするわけですが、ここにもありますように、ハピネス・ヒルで働く、いわゆる3施設で働く人たちの労働条件というのはどうなのか。文化振興協会に直接雇われている正職員は結構です。それは大体わかっています。そこで雇われている嘱託職員、非常勤、パート、それらの総人数を、嘱託は何人、非常勤は何人、そして給料や待遇はどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） ハピネス・ヒル3館で働く、いわゆる文化振興協会に雇用されている非常勤の内訳ということでございますが、平成22年度であります。正規を除くということでありますので、嘱託員が今11名、そして非常勤が18名、それに正規の8名を含めて37名であります。嘱託・非常勤で29名といった人数であります。

この待遇と申しますか、まず給料、報酬、嘱託員の報酬であります。これは月額であります。人によって若干違いますが、22年度におきましては、18万円から22万円あります。そして、非常勤職員であります。この方々は時間給であります。時間給は、給料表と申しますか、条件では800円から950円まであるわけですが、現在、22年度では、800円から820円の間でこの18名が見えるといった状況でございます。

そして、あと勤務条件のことも聞かれまして、嘱託員に関しましては、週4日、32時間から週5日の40時間までの2種類がございます。そして、非常勤職員につきましては、人によって異なるわけですが、15時間から40時間の間といったようなことで、それぞれ人によって3日で5時間という方もございますし、5日で8時間といったような方もございますが、そのような勤務条件となっております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 極めて低い水準ですよ。

文振協に直接雇われている正職員は、ほぼ幸田町の職員の給料表を準用しておりますから、その水準ということですが、今言われたように、嘱託で月18万から22万と、年収にしますと、そこからぼぼと引かれれば200万を切っちゃうわけです。パートにしても、非常勤にしても一緒。そういう人たちが主たる生計者として生計を維持できるだけの水準にありますか。

あなた方が、嘱託は、本人たちが手を挙げて、私は嘱託でいいよと、非常勤でいいよと言って選択したからだという言い方をされるだろうけれども、その窓口があらへんじ

やないの。

文振協の正職員として雇わへん。雇わんけれども、働き方として嘱託を採用する。そういう人たちは物すごい努力しとるんですよ。一生懸命頑張るとるから、一定の水準を確保しながら、さらに前進しようという努力をしておる。それは負担と犠牲の上に成り立っているわけです。

それをあなた方はよしとして、ワーキングプアと言われる働く貧困層をつくり出しているんですという点からいけば、一つは、嘱託職員という身分の不安定さから正職員にするということと、年収200万にも満たない人が主たる生計者として維持できるだけの生計費を賄っているかどうかという点をきちっと見なければ、やれ文化がどうだ、教育がどうだ、教養がどうだなんていうことは、しゃらくせえということなんだ。

そういうこともないから、ありきたりの形で、じゃあ事業計画は、目指すべき目標は何だと言ったら、当たりさわりのない話だということでもあります。

そうした点で、あと残り時間が1分を切りましたので、これで終わりますけれども、現実には、そういう人たちの犠牲の上に成り立っている、この管理者制度であれば、基本的には直営に戻すべきだと。直営に戻さなかったら、もう少し、補佐的な事業だと言いながら、実際にはその人たちがおらんかったら3館は成り立たへんわけだ。だったら、ふさわしい待遇をすべきだ。何も本庁におる人たちとのバランスを考えでもいいんですよ。文振協なりに雇われている人たちだから、そこの判断でやれるような水準に委託料を引き上げるべきだということと、もう一つ、最後は、ここの管理が施設管理課がやっておるわけだ、あなた方はね。何で施設管理課だと。少なくとも、生涯グループがこの関係は当たるべきだ。施設管理課は、結局、 Happiness・ヒルの指定管理の指導及び監督に関することが施設管理課の職務分担表の中にあるわけだ。そんなことはしゃらくせえということなんだ。生涯学習課に戻すべきだ。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 特に、嘱託員の待遇が低いといったような御指摘でございます。

その18万から22万円の間で主たる生計と言われるとなかなか厳しいものがあるかというふうに、そういうことで思っております。

そして、委託料、これは5年間の債務負担ということで上限が決まっております、その範囲内で、文化振興協会の方が非常に一生懸命頑張ってやっております。今、伊藤議員が言われるように、正職員はもちろんでありますが、嘱託員の方というのも非常に大きなものがあるというふうに思っております。これらの方の待遇改善も、次回に向けては考えていく必要があるかというふうに思っております。

そしてまたもう1点、それが現在所管しているのが施設管理課でありまして、生涯学習課に戻すべきではないかといったような御指摘であります。本年度は、今、そういう形で動いておるわけですが、次回からはそういうようなことも含めて、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、大嶽 弘君の質問を許します。

2番、大嶽 弘君。

○2番（大嶽 弘君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をいたします。

最初に、日ごろ町民の安全・安心に大きく貢献し、そして生活に欠くことができない救急搬送、救急消防、それから火災・防災活動、いろいろな面で御尽力をいただいております、ここに本当に安心して働ける原点があるように感じますが、そういう関係者の皆さんに深く感謝を申し上げながら、言いにくいことも質問をいたしますが、本来であれば感謝で終わりたいところではありますが、御容赦をいただきまして、始めさせていただきます。

最初に、救急搬送に関してでございますが、ことしの3月18日の中日新聞を見ましたところ、見出しが「救急搬送基準の作成おくれ」という新聞記事の見出しで、それはどういうことかと申しますと、記事の内容は、消防法が改正をされたと、そして救急搬送時の7項目の基準をつくれということが法律で示されたと。これに対して、愛知県はその基準がまだつくられていないという内容でございました。

それで、新聞記者が愛知県に対してどうなっているんだという質問をしたところ、県の消防保安課担当者の回答は、作成期限が決められていない、それから愛知県はうまくいっていると、しかしながら問題点もあるので、一生懸命つくっていくよと、こういう内容の新聞記事でありました。

最初にお尋ねしたいことが、この法律で定められました7項目の基準というのは一体どういうものなのか、簡単に答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 大嶽議員の質問の中で、21年10月31日に、県のほうは救急搬送に関する協議会を立ち上げてまして、今、新聞の見出しでありますように、まだ教育課が立ち上げただけで、内容をほとんど精査していないとか、会議をしていないという状況が続いています。

それと、今後、その基準に向けた協議会を立ち上げておりますので、7項目の基準について検討していくということになりました。

その内容につきましては、一つ目が、患者さんの状況に応じた適切な医療機関の提供が行えることを確保するためには、医療機関を分類する必要があると、そういう基準をつくりたいと。

それから、二つ目は、基準に分類されました医療機関の区分及び該当する医療機関名を基準として上げたいと。

それから、3番目が、傷病者の状況を確認するため、軽症・中等症・重症はありますが、そういう基準をつくりたいと。

それから、4番目が、傷病者の搬送を行うための医療機関を選定する基準を設けたい。

5番目が、医療機関に対する傷病者の状況を伝達、救命士が今、医療機関と情報交換をしながら処置をしていくということになっていきますので、その伝達をするための基準をつくりたいと。

それから、6番目が、傷病者の受け入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準をつくりたいと。

それから、7番目は、1から6までの掲げましたものにつきましても、他府県、いろんな県と、搬送、病院の数とか状況は違いますので、愛知県に合った、愛知県が必要とする事項を定めたいということが7項目でございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） ただいまの回答によりますと、大ざっぱに合っているかどうかはわかりませんが、まとめてみますと、患者さんがある場合に、この患者さんをどこの病院へ搬送するか、この人がどういう傷病であるのかというのを内容を確認して、どこへ送るか、どこで受け入れてもらえるかというふうなことの細目の基準を定めていくという形であるかなというふうに感じておりますが、細目の内容については、また整理して、確認をしてみたいと思いますが、この場合、今の幸田町、本町の場合に、例えば搬送先を決定する場合、どういうふうな判断に基づいて決定しておられるのか。

それから、物の本によりますと、命にかかわるようなことについては、病院が決まらないということで、3回、4回、いろいろ病院に照会をして、なかなか決まらない。そして、その時間が30分以上かかると。病院を決めるのに30分以上かかると、命にかかわってくるということになるというふうな統計があるようでございますが、幸田町の場合、これを決めていく判断とか、それからそういうふうな何回も何回もとか、何十分もかかるような、そういうような事例というものがどのぐらいあるのかということについて、統計がございましたら、お示しをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 大嶽議員の質問の第1点目、搬送の決定・判断につきましては、もちろん傷病者、重篤、中等症、中等症は3週間以上、入院患者、重症は3週間以上の入院ということで、軽症は入院しないということで、救命士の判断によりまして、もし中等症以上になれば、特に胸部、それから頭部のほうの、そういう主訴が、やっぱり脳梗塞とか心筋梗塞、そういうような系統になれば、すぐ3次病院へ救命士自体が3次病院の先生に一応連絡しまして、処置の情報、処置の指摘・指示を受けまして、搬送病院を決定すると。大体、その病院になれば、幸田の場合は3次病院、岡崎市民病院と安城更生病院になると思いますが、あと特殊な場合、熱性患者とか等につきましては、中京病院とか、そういう専門の病院へ搬送するというので、それからドクターカー、ドクターヘリの利用も考えます。

それから、2点目が、3回以上のたらい回しというか、30分以上の症例はあるかということでございますが、まず30分以上の受け入れの症例は、現在、昨年まではありません。回数の3回以上の問い合わせにつきましては、救命士が病院へ連絡しまして、重篤患者の場合は3次病院へ搬送すると言いましたが、そこでも、私どもだけではなく

て、岡崎・豊田、近隣は東部、それから豊橋のほうからも入る場合があります。そういう手術とか、先生が手が離せないような患者がおった場合は、やっぱり3次病院であっても、安城更生とか、それから保健衛生大学とか、そういう病院に協力を要請して、問い合わせしながら、そういう回数が去年は17件ございました。それは、救急車の中で、すぐ病院を入れかわりしながら搬送の病院を決定したわけですが、決してそういう安易なたらい回しとかというんじゃなくて、ただ単に病院の都合で、患者さんがおる場合の事案でございまして、大体平均が2.3%、去年はそういう搬送状況に対するパーセントでございまして、そのぐらいの条件でございました。

30分以上のあれは、去年はありませんが、今までも余り記憶はありません。ただ、救命士法が施行された平成3年以降、幸田町は平成9年度に設置の方向に向けて、10年度から運用をしとるわけですが、その10年以前のときには、そういう30分以上の受け入れ態勢が、受けていただけないということがあったと記憶しています。今はそういうことはありません。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽 弘君。

○2番（大嶽 弘君） 回数と時間につきましては、統計の全国計表をちらっと見ましたところ、照会が4回以上という、3回、4回、もっと多いんですが、これが3.6%、30分以上待機が4%以上もあるというふうな統計が出ておりまして、幸田町はこれがゼロという状況で、幸田町については、周りの環境、病院の体制もいい条件に備わっている地域であるというふうな安心感が持たれる感じがいたします。

それと、次に救急車1台1日当たりどれぐらいの出動があるかということに当たりまして、岡崎とか西尾とか、この近隣の状況と比べて、この幸田町の割合とか回数とか、その辺の統計がありましたら、示していただければと。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 救急車1台1日当たりの回数につきましては、21年統計によりますと、幸田町1,212件搬送しまして、3台で運用しています。ただ、そのうちの1台につきましては、予備車ということで、大体3台の運用の中で1日平均が3.3件、1台の平均につきましては、1.7回ということでございます。

岡崎から西尾、蒲郡、幡豆と順番に行きますが、岡崎の年間出動件数が1万3,066件、11台で運用してまして、1日出動件数が36.3回、1台の平均が3.3回。それから、西尾につきましては、年間出動件数が3,083件、4台のうち1台が予備ですので、3台の運用として計算しましたら、1日平均が、回数は257件、8.6回、1台平均が2.8回になります。蒲郡市が2,958件、4台消防車がありまして、1台が予備車ですので、3台の運用で247件、1カ月の回数です。それから、1日が8.2件の、1台平均が2.7回。幡豆消防組合が、2,073件の3台の運用でございまして、月が173件、それから1日が5.8回、1台平均が1.9回。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） ちょっと早くて、全部聞き取りできなかったところではありますが、

幸田町の場合には、3.3回で、それから岡崎が3.3、ほか西尾・幡豆、2.8、2.7というふうな話であったかと思うんですが、この出動回数と台数について、近隣と比べて幸田町の場合に、これで足りると判断しているのか、もう1台ふやして人をふやしていったほうがさらに納得できると、適当かというようなことについては、どのような判断をしておられるのでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 済みません、早口で申しわけありませんでした。

岡崎市が、先ほど1台で3.3回、幸田町は1台平均が1.7回でございます。それから、救急車のほうの、今、運用しています3台につきましては、予備車は認めていただいています、幸田町の場合は2台が基準数になっています。その基準数の中で運用していきまして、中には3次同時出動ということもありまして、予備車を1台運用しておりますが、それ以外の事案になりますと、岡崎市・西尾市、幡豆組合、それから蒲郡さんとお話ししながら、応援協定がありますので、応援していただくと。

今、救急車の台数よりは、救急車の中の乗員が、大体、重篤者で4名乗車します。それから、あと国道とか県道、やっぱり交通量の多いところにつきましては、交通事案・交通事情が悪いところにつきましては、隊員の安全のために、ポンプ隊も1台出動させると。それから、あと救急の重篤者があった場合は、そのポンプ隊の中も救急の資格を持っていますので、協力して搬送に当たるということで、救急車の台数より、今、非番招集の解消で46から50の条例の定数を改正いただきましたが、やっぱり人がまだまだ少ないということでもありますので、台数よりは人をふやしていただきたいということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） ただいまの現状においては、一応、機械関係については問題なくいけるであろうということと、それから周りの環境条件もいいということで、問題は人の問題であるというふうなことでございました。

とにかく、人に関しては、数もそうですが、内容もそうです。やっぱり人によって、やっぱりよかった、悪かったの判断が大分出てくると思いますが、少しちょっと話を外れるというか、筋道がずれるかもわかりませんが、救急搬送の関係についての問題を取り上げてみたいと思うんですが、救急搬送をする場合に、とにかく一番の突破口は、住民から、もしくはそういう事故、トラブルを見つけた人が119番に連絡するというようになってくるわけではありますが、そういう通報があった場合に、どういうふうな対応をしていくと一番速やかに安全・安心で円滑にいくかということが問題になってくると思うんですが、そのあたりで電話の応対に対してどのような判断なり配慮とか、そういうことを、基準があるかどうかはわかりませんが、そのような原則的なものがありましたら、まず示していただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 救急要請時の119番の電話対応等につきましては、もちろん患者さんが一応、事故・急病、身内の方はそれで慌てますので、まずは丁寧な言葉遣いをしまして、まず落ちつかせていただくと。それから、あと場所の確認を的確に、場所

がわからない限りは、もうどうしようもありませんが、慌てていますので、その場所の聞き出しの方法。それから、あと主訴、やっぱり先ほど言いましたとおり、重篤患者になれば、医療機関に早く情報提供、それからドクターヘリ、ドクターカーも早く、そういう事案なのかどうかも、やっぱり症状によってはそういう対象になりますので、そういうことも踏まえて、主訴の聞き出しのテクニック。それから、あと通報者、危ない場所から通報しておる方もおりますので、そういう通報の安全場所の確認もしながら、先ほど言った電話対応をするということを基準にしております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） 丁寧に対応して、きちっと把握していくということで、大事な話であると思います。

若干、私が目撃した話ではないんですが、間接的に聞いた話によりますと、例えば交通事故のような場合には、事故に遭った本人は電話をかけるわけにはいきませんので、それを目撃した通りがかりの人、第三者、それも好意を持った善意の人が通報してくることになるわけでありまして。

最近、ほとんどの人が携帯電話を利用するわけでありまして、携帯電話というのは料金がかさんでくるわけです。そんな細かいことはどうでもいいよという問題ではないという話でございまして、そういう携帯電話の使用をする、それも自分のためではないわけです。人のために電話をして、その料金がかさむ。そこに、消防署のほうの、例えば電話対応が明確というか、要領よく、手際よくきちきちっとすれば、それはすっきりすると思うんですが、それが長々と電話に時間がかかると、せっかく好意で電話をした人が、やっぱり感情を害してしまうというようなことになっては、何かおかしいなということでございまして、例えばそれをぱっと聞いて、場所はどこですか、ここはそういうことですか、じゃあすぐ向かいますと言って、詳しい話もございまして、一遍、こちらのほうから電話をかけ直しましょうとか、かかった分だけ健康保険料を減らしましょうとか、そんなのは余分な話でございまして、そういうそれは例えばでございまして、そういう好意で携帯電話で人命救助の人の行為を行った人に対してどういうふうな形なり対応ができるのかと言うと、いい知恵がなかなか浮かんでこないわけですが、そのあたりについてどう考えておられるのかというのがまず1個。

それから、もう一つ、私もよくわかりませんが、例えば救急車で現地に到着をします。そして患者さんを乗せます。そして、付き添いというか、同乗者を探してほしいという要請が救命士の方からあったとします。

その救命士の人が付き添いの人を探したり、自宅まで向かったりしている間に、時間が10分、20分、30分と、かなりの時間が経過してしまう。救急車は早く来たけれども、病院に向かう時間がどんどんおくれるという事の事例が現実どこまであるのかどうかは別として、そういう雰囲気も考えられるわけでございますが、その2点についてどのようなお考えをお持ちなのか、回答をお願いできればと思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 大嶽議員の質問の第1点目、119番をした場合の料金がということでございまして、通常、一般電話も携帯電話も、119番の場合は料金はかかっ

ておりません。ただ、直通で消防本部に電話される方については、料金がかさむということでございます。

ただ、私ども1回、携帯電話で通報を受けた場合は、極力切らないように、要するに電波事情が悪いところについては、やっぱり1回切りますと、なかなか通じないときがありますので、現場、特に重篤患者、要するに山間部とか、そういうことで、現場がなかなかわからないときは、もう携帯電話の電源を入れっ放しで捜索に出ることもありますので、そういうことで、現場の到着の時間も左右されますので、極力、携帯電話のかけ直し等はいたしません。

ただ、軽症患者の場合は、いろんな状況がありますので、それについては、職員の臨機な措置というか、そういうこともあるかもしれませんが、原則的には、1回電話がかかった119番につきましては、全部聴取するまでは、一切、切らないということを指導しています。

2点目の救急のほうの患者さんの同乗ということですが、軽症患者の場合は、やっぱり家族の方の付き添いもどうしてもやっぱり必要の場合もありますので、軽症患者の場合は、少しそんな20分、30分もということはないんですが、時間をかけてでも、ちょっと身支度もありますので、そういうことは配慮しておりますが、重篤患者の場合ですぐ乗っていただけるお方がありましたら、すぐ乗りますが、現場で処置して、先生方とやっておる範囲の中でもし処置が終われば、すぐ搬送ということになりますので、そういう同乗者を探すとか、そういうことはありません。

ただ、原則的には、病院に着きましてから、手術の同意とか、それからいろんなことがありますので、おられれば、家族の方とか、その関係者の方については同乗を協力していただくということが原則になっていきますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） 丁寧な回答で、ありがとうございました。

救命士の方も、本当に現場は大変な、やっぱり悲惨な場所に行かれるわけでございますが、精神的にも本当に苦勞しておられるというふうに感じておりますが、救命士の方からの話とか、そういう中から、町民が要望したり、要求したり、文句ばかり言っているわけではまずいわけでありまして、こういうことに協力してくれたら、私たちもっとやりやすいなとか、そういうメッセージのようなものがありましたら、町民にも届けていったほうがいいかなと感じますが、そのあたりは消防長さん、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 大嶽議員の温かいお言葉というか、私どもをいろいろ思っただけ言葉でございますので、救急隊としては、私たちが歯がゆいのは、救命士の資格を持っている人間も、気管挿管とか、それから薬剤救命士とか、まだまだ研修、要するに資格を取りに行く人間が、まだ全員持っていませんので、その辺の資格の問題で、3名おるとしても、やっぱり事案によっては、大きな事案・小さな事案関係なしに、やっぱり救急があれば救命士が乗ってきますと、それからあと大きな事案になって、救命士が3名おれば、それだけやっぱり意思疎通もありますし、また技術もありますので、その辺が万全な処置ができるということでございますが、件数、要するにその事案だけが

どうしても私どもの予想以外の軽症患者で救命士が出た場合、それからあと重篤で、何名もいる救命士が必要なときに救命士が1名ということがありますので、その辺が歯がゆいところがございますが、ただ先ほども質問がありましたとおり、119番の通報がありまして、私どもは通信員は2名おります。主の通信員が対応するわけですが、副のほうは現場の確認と症状に合わせてすぐ救急車を出します。現場から一刻も早く要請がありますので、電話で長々と聞いておりますが、その状況によってはもう救急車は出ておるといことで、患者さんに落ちついていただいて、そういうような状況で話しますが、患者さんのほうも興奮状態の場合は、なかなかそういう話をお聞きいただけなくて、早く来いということで電話を切ってしまう方もおられますので、そういうときにはやっぱり対応の接遇の技術といいますか、そういうのを磨いて、何とか患者さんの通報者の興奮を冷ますとか、それから聞き出すテクニックとか、そういうことをやっぱりこれからも救急のほうの処置だけではなくて、そういうテクニックが今後必要ではないかと。それがまだまだ幸田の場合は足りないということが、ちょっと救命士のほうも話が出ます。

私どもは、1カ月のうち、通信員の自己検証、1カ月の間、そういう検証をしたりとか、搬送の反省会というか、そういう自己検証をして、そういうことでまたいろいろ職員の意見を聞きながら、より少ない人数で効率的にしっかりとやっていきたいと、今後とも住民の安全・安心のために救急車というのは必要でありますので、それに伴う研修とかというのは生かして、向上させるということを考えております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） 次に移っていきたいと思いますが、地域の消防力という観点でお尋ねをしたいと思いますが、消防力というのは、事前にちょっとお伺いしたところ、水と機械と人であると、水と機械と人の3要素がそろって進めていく必要があるということでしたが、幸田町消防力等整備10カ年計画というものが、14年度から23年度分でございますが、この計表によります充足率というものが掲載をされておりますが、数字が確かかどうか私も自信が持てないんですが、常備消防力の中で、職員数は幸田町の場合53.7%、機械力は133%、端数は省略しますが、それから非常備消防力、消防団になるんでしょうか、団員数については147人、100%、機械力8台、100%、市街地台数、ちょっと意味がわかりませんが、これが133%という数字が掲載をされておりますが、22年度、この直近で結構ですが、直近の幸田町のこの充足率と近隣の状況がわかりましたら、示していただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） それでは、充足率の件でございますが、先ほど議員も言われたとおり、消防につきましては、消防力は機械と水と人員ということでございます。

まず、人員のほうは、今、現有数が48名ということで、不足数が45名、充足率が51.6%です。それは、指揮車の人員、ポンプ自動車の人員、はしご車は兼務でございますので、数字にありませんが、科学車・はしご車は兼務でございます。救急自動車は2台ということで、それから救助車、この指揮車、ポンプ車、救急車、救助車、それ

からこの人数と、あとは通信員、あとは別に本部運営になりますが、その人数が基準数が93名ということで、現在48名の51.6%になります。

それから、よその隣接の充足率でございますが、岡崎市が73.8%、衣浦東部広域が58%、それから西尾市が52.2%、それから幡豆郡消防組合が53.7%でございます。

それから、水利のほうでございますが、水利につきましては、平成21年度の本町の充足率でございますが、77.9%でございます。岡崎市消防本部が86.4%、衣浦東部が75.5%、西尾市が69.6%、幡豆郡消防組合が61.7%でございます。

ただ、私どもの基準数の数値が3年ごとに数値を変えるわけでございますが、県のほうの指導で、市街地・準市街地の中にメッシュで水利を落としていくわけでございますが、市街地・準市街地は120メートル、商工業地帯が100メートル、その他が140メートルで落としていきまして、3年前の統計では、密集地というものその充足率の中に入っていました、今回の改正によりまして密集地が外れましたものですから、少し充足率が落ちています。前回、84.1%だったのでございますが、その密集地が外れたために落ちております。

ただ、全体の水利の状況でございますが、606、消火栓と防火水槽を合わせてありますので、数のほうはそんなに変わりませんが、ただ報告する充足率に対するメッシュが、その場所が変わりましたものですから、少し落ちましたということでございます。

ただ、それからあと車両のほうは、幸田町は先ほど言いました、指揮車、それからポンプ車、はしご車、科学車、救急自動車、救助工作車、特殊車につきましては、基準数の現有数はありまして、100%になっています、充足率は。

それから、岡崎市が84.2%、衣浦東部が100%、西尾市が60%、幡豆郡消防組合が83.3%が動力ポンプのほうの現有数の充足率でございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） ただいまの今の回答によりますと、幸田町の水準については、機械とか、そういうものについては十分充足して、大丈夫だよということで、あとは水利、防火水のような水利については、ほかのほうがいいところもあるし、悪いところもあるということで、ただ消防の人の問題が職員数がほかに比べるとどうも見劣りしているというふうな問題があるというふうな現状であるという回答でございましたが、そういう状況の中で、幸田町の消防力自体を自己評価をした場合に、専門家として見てどのような評価をされているのか、回答をいただければと思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 私ども幸田町消防本部につきましては、先ほど言いましたとおり、車両、それから水利事情は、少し市街化・準市街化については、今、ちょっと少ないということで、今後とも学校関係とか、そういうことでグラウンドなんかをお願いしながら、水槽や何かを設けていきたいと。それから、あと開発地域についても、水利のほうを確実にふやしていきたいということで、水利については、もう少し調整しながら、今後ともやっぱりふやしていかなければいけないと思っております。

人につきましては、消防本部は小さいんですが、人が少ないんですが、それにも増して消防団の147の人員がよそとは違って、私どもと一緒に出動したり、それから訓練をしまして、山火事等の対策も十分対応できる組織でございますので、消防団と消防本部署と両輪のごとく災害に立ち向かうと、特に今後、地震災害、大きな災害のあったときに、地域に一応自主防災会もありますが、組織としては消防団の力が本当に大変必要になることを考えておりますので、今後とも消防職員以上に消防団の147名を維持し、訓練を通しまして、災害に対応できる組織として活動できることを団長と相談しながら、今後とも活動していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） 消防団の力をかりて十分な対応をしていくという話でございました。

その点は、少し後でまた質問をさせていただきますが、幸田町の第5次総合計画のローリングの5ページに、平成24年度にはしご車の更新1億数千万円というふうな計画計上がありますが、かなりの金額の問題であります。この点についての方向、展望、現状の見方について、コメントがありましたら、示してください。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） はしご車についてでございますが、はしご車につきましては、いろんな話をお聞きします。

ただ、私どももはしご車が平成元年から運用しまして、22年になります。そのはしご車の回数も、実際には22年の中で2回現状出動したということの中で、お値段が高い、要するに現場に出動する回数も少ないということで、どうかということでございますが、平成12年1月20日付の消防庁の告示第1号の消防力の整備基準がありますが、この9条で、「高さ15メートル以上の建築物、火災の鎮圧等のために、一つの署で、管内広域内に中高層建物がおおむね10棟以上ある場合は、はしご車を必要とする」ということですので、今後も、高い装備でございますが、何とかお願いしてはしご車を導入していきたいと思っております。

それから、私どもも建物の中で11階のビルが、共同住宅が二つ、それから10階が2棟、それから8階が1棟、7階が3棟、それからあと6階が2棟、それから5階以上が13棟ありますので、この辺の建物が高層になってきておりますので、はしご車の需要が、回数は少ないと思いますが、あればやっぱり必要な機械でございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） 現在、全国計表なんかを若干見ますと、全国的には消防団員がもうかなり減少しておりますが、消防職員はふやしていると、それは消防の任務として当然であろうかと思いますが、参考計表なんかを見ますと、いろいろな対策として、難しいことは、「機能別消防団員制度の導入」なんていう言葉がありますが、勤務を幸田町に持っている人にも入って動いてもらうというような制度かと思いますが、それから消防を任期満了で終えた人で動ける人、OBの人をボランティア半分のような格好で組織を

結成していただいて動いているとか、不足の点を補うとかというような地区とか、それから施設とかそういうものを充実させて、魅力あるものにしていく、それから能力を向上するとかということもありますが、中には消防団、消防関係の報酬も必要だろうということで、報酬とか手当とか退職金とか、そういうもので釣るという意味ではありませんが、やっぱり命をかけて入っているわけでありまして、そういうふうなことをしている自治体もあるようでございますが、そういう面から、福利厚生とか処遇改善に当たって、若い人が魅力を持てるような形の消防団の加入促進とか待遇の向上とかということについて、現在、方策を検討しておられるようなことがありましたら、お示しをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 消防団の現況でございますが、全国的には消防団員数は減少の一途をたどっています。平成21年までの10年間で6万6,000人減少しまして、現在、88万5,000人となっております。幸田町消防団は、昭和53年以降、定数は147名を常に維持しまして活動している現況でございます。

それから、現在、女性消防団員や機能別消防団員等の制度を導入し、団員の確保に努めている市町村も各地にございますが、幸田町消防団は定数を確保している状況から、OBを活用した現場での対応とか、それから防災会の方とも協力しながらということですが、消防団自体の定数につきましても、今後とも確保を最優先しまして、団と消防署と本部と一体になって、消防力の維持向上をこれからも図ってまいりたいと考えております。

それから、消防団活動、若者が大変、特に幸田町は、先ほど言ったとおり、消防本部署と同時に出動したりとか、現場も一緒になりますので、他の町、他の市ではちょっとわかりませんが、消防団の活動も大変やっぱり危険なものとなりますので、訓練等をやったり重ねて、今、昨年も13件の火災でございます。一番、幸田町で多いときには54件もあったときもありましたが、そういう出動件数も少なくなっていますので、訓練を重ねながら、どうしてもやっぱり自分の身を守るための訓練でございますので、今の若い人にとっては大変過酷な訓練というか、大変な訓練だと思います。

ただ、その訓練も、1年生、入りましてすぐにはなかなか大変でございますが、2年、3年になると、訓練のほうの内容もわかってくると、そんなに苦労しないと。ただ、入る方にとっては、その現場を見たり、訓練場を見たり、強制的にやっぱり歩行訓練もしますので、そういうのを見ると、なかなかPRしても入っていただけないというか、避けられるということでございます。

ただ、消防団の活動もPRをしなくてはいけないものですから、町内全戸にチラシ、回覧によるチラシの消防団の募集とか、それから成人式におきまして消防団の募集チラシを配布するとか、それと昨年も行いましたが、消防団の現況説明会ということで、四つの分団ごとに各区長さんを対象として、消防団の活動の報告、それからあと新入団の加入促進の協力要請をしまして、消防本部と消防団が一体になって消防団員の確保に今後とも努めてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） 新聞記事の話でございますが、各地、全国かもわかりませんが、消防団とか消防署員のやっぱり意見発表会というようなものを行って、そして広く職員とか、そういう人の意識高揚とかPRとか、そういうものがあるようでございますが、本町の職員とか団員でそういうものの発表会に出られたり提供したりというような個別な事例で参考になるものがあれば、一、二紹介してほしいと思いますが、それとそういうようなものについては、「広報こうた」のようなものでも若干PRしていくと、住民からのやっぱり協力も得られて、「大変だね」「頑張りましょう」という気持ちになるかとも思いますが、そのようなことはいかがでございましょうか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 愛知県、この東海3県だけではなくて、全国的にも消防職員の意見発表会、消防団員の意見発表会が開催されております。特に、消防職員の意見発表会は、毎年2月ごろ、西三河大会、3月過ぎまして、4月ごろに東海3県のそういう消防庁会で総会がありますが、その中で東海3県の大会、それで5月ぐらいには全国大会という意見発表会の大会がございます。

私ども、毎年、西三河大会に意見発表者を選出するわけでございますが、その中で、上位、西三河大会は1名でございますが、なかなかちょっと選ばれないということで、いまだに東海大会のほうは出ておりません。

ただ、昨年の意見発表会の中では、消防団の活動に協力している、従事している消防主任がいますが、その主任と愛知県消防操法大会に出たときの団員とのきずなをテーマにした意見発表会がありました。

そのほか、いろんなところの発表会を聞きますと、救急搬送でお礼に来られたと。特に、隣町の岡崎さんが全国大会に出たんですが、ある救急事案に対して患者さんがお礼に見えられたと。そのお礼のやりとりの中で、職員がやっぱり救急のほうの事案を通していろいろ私どもも助けていただいております、患者さんにもそういうことで助けて、お互いにそういう現場でこういう関係があったという発表をされまして、全国大会へ出られたというのがことしの5月であります。

今後とも、今、議員の言われるとおり、そういう発表者のPRというか、そういうことで、また「広報こうた」にも掲示して、少しでも消防本部、消防団も意見発表会がありますので、テーマを募集するわけですが、なかなかちょっと出ていただける方が今いないということで、そういうことがありましたら、今後も「広報こうた」等でPRしていきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 答弁者に申し上げます。

回答は要領よく、速やかに、短くお願いいたします。

2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） 消防関係について少し長くなってまいりましたが、最後に町長さんにお伺いしたいことでございますが、消防の広域化について、しばらく議題に上がっておりませんでした。現状と今後のあり方のような点につきまして、コメントや現状等の考え方がございましたら、示していただければと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 消防の広域化は、御案内のとおり、阪神・淡路大震災、あるいはまた中越地震、宮城・岩手の内陸地震、東海地震もいつ起きるかわからんと、そういう状況の中で、大規模な災害に対処するためには、消防の本部機能を整理する必要があるということで、国のほうから全国にこうした通達がなされて、対応するというので、愛知県においても37の消防本部を3分の1にするということですが、私ども幸田町は、大体30万人の人口で一つの消防本部をつくるということで、岡崎と幸田、西尾、幡豆3町というような、近隣の例を言うと、そういうことであるわけではありますが、しかし結論から言って、今、その状況については進んでおらんという状況だというふうに思います。

この考え方について、県からの照会もあったわけですが、私はこれはそういった大災害に備えるということであれば、今日的な消防力の対応として必要であるから賛成をするという方向で回答をしまいたったわけですが、ただこれまで岡崎市と幸田の消防事務当局のレベルで、今、2年ですか、協議を重ねてまいたったわけですが、非常に難しいというんですか、考え方の食い違いがございまして、岡崎のほうとしては、岡崎市の消防本部に一元化をして委託と、つまり幸田町の消防の本部を任せてくれということのようでございます。

そのことについては、私は「ノー」ということで回答して、「一部事務組合方式であればオーケー」ということを申し上げてまいたったわけですが、そういう面で、非常にこの件については、県下におきましてもまだ進んでおらんという状況であるというふうに思います。

この考え方はよしではありますが、その自治消防力自体が侵されるということであるなら、これはやっぱりまた身近に対応するということになる、一概に広域化自体がいいかどうかということになると、極めて不安な面もございまして、今、先ほど申し上げたように、その話は県下は進んでおらんという状況であることを御報告申し上げて、答弁とします。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君に申し上げます。

質問時間は残っておりますが、答弁時間がございませんので、要領よく。

○2番（大嶽 弘君） 長くなりまして、恐縮でございます。

あと、2番目に計上しました公会計制度改革につきまして、これについて1点だけ回答をお願いしたいんですが。

（「回答はなし」の声あり）

○2番（大嶽 弘君） 回答はなしですか。わかりました。

終わります。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽 弘君の質問は終わりました。

ここで、10分間、休憩といたします。

休憩 午前11時05分

---

再開 午前11時15分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、水野千代子君の質問を許します。

4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

自主財源の確保についてであります。

行政財産は、地方公共団体の行政上の用途・目的の効果達成のために利用されるものであります。しかし、行政財産によっては、本来の用途、または目的外に使用させても、それらを妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産自体の効果をも高める場合もあるので、その効果的利用の見地から、その用途・目的を妨げない限度において、行政上の許可処分として例外的に使用させることが地方自治法第238条の4第7項の規定で認められております。これが行政財産の目的外使用であります。

目的外使用の許可を受けたものは、幸田町行政財産目的外使用料条例に定められた使用料を町に納付することになっております。

現在、この許可をしている種類とそれぞれの年間使用料は幾らであるのか、お聞かせをください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 種類につきましては、土地と建物の2種類でございます。

年間使用料につきましては、土地にあつては、公共用地内の電柱が主なものでございますが、21年度につきましては、35万円という金額になっております。

建物にありましては、役場・食堂を初め町民会館、プール、食堂で188万円ということでございますので、トータルしますと223万円ほどになるということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 目的外使用料は、現在、21年度ではトータルで223万円を使用料としていただいているということでございます。

では、その中の自動販売機設置料の使用料についてお伺いをしたいというふうに思っています。

これまで、県や市区町村の施設での自動販売機設置は、行政財産の目的外使用に当たるといたしまして、それぞれ一部の団体や業者に建物や土地の評価額などをもとに、設置面積に応じて自治体らが決めて、特例的に使用料を徴収し、許可してまいりました。

しかし、2007年3月、改正地方自治法の施行によりまして、民間への行政財産の貸し付けが可能になりました。今まで使用料として一定額を徴収していたものから、入札で業者の選定ができるようになり、多くの自治体が新たな財源確保に公募・入札方式に改めているのが現状となっております。

愛知県では、平成21年4月、庁舎内に自動販売機を設置する業者の選定で初めて入札をしたところ、3年間で2台の設置使用料が、従来なら28万8,000円に対し、70倍となる2,000万円の価格がついたと新聞報道をされておりました。

本町の公共施設での自動販売機の設置台数1台当たりの貸付料金、業者選択や手順はどのようなになっているのかをお聞かせ願いたいというふうに思っています。

また、自動販売機1台当たりの売上高の最高額と最低額、そして平均がわかりましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 現在、公共施設に設置されております自販機につきましては、現在、24台でございます。この貸付使用料につきましては、すべて免除いたしております。というのも、この自販機の取り扱っておる団体が福祉団体が主でございます。福祉団体につきましては、公共的団体という扱いのもとに行政財産目的外使用料の免除をいたしておるところでございます。

この業者選択の手順でございますが、まずは施設を設置します各所管がその施設を利用する方々にとって自販機が必要かどうかを判断いたします。必要とあらば、その施設の利用目的を害さない範囲で設置を認めていくということで、まず福祉団体に投げかけをいたします。福祉団体は、その話を受けまして、取り扱っておる業者を選択して手続に入るという形になっております。

この契約期間につきましては、目的外使用の規定によりまして、1年更新でやっておるところでございます。

売り上げの実績であります。福祉団体を通じて調査をいたしました。業者からの使用料は受け取っておるわけですが、業者の販売、売り上げについては、把握できないという回答でございました。

しかし、業者からの手数料から推計しますと、1台当たり、利用度の低いものでは80万から高いものは1台当たり300万の売り上げがあるだろうという推計ができます。年間の売上金額でございます。80万から300万ぐらいではないだろうかということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 自動販売機は、福祉関係の団体に貸し付けているということだというふうに思います。

当然、貸し付けているのでありますので、行政財産の使用許可書等を交わしてやっておられるのかなというふうに思われます。

そして、またその売り上げは福祉団体のほうに入るのではないかなというふうに思いますし、また団体の資源に今までお使いになられてきたのかなというふうに思っております。

今、1年更新というふうに言われておりました。

今、自動販売機は町では24台というふうに言われましたが、24台すべてが福祉団体に貸し付けておられるのでしょうか。その辺を、もし福祉団体以外の方々の協会とか団体に契約をされて貸し付けているのがあるのではないかなというふうに思われますが、そのところをもう少し詳しくお聞かせを願いたいというふうに思います。

福祉団体の関係が何台貸し付けている、また福祉団体以外の団体、または協会等で貸し付けが何台あるかということも詳しくお聞かせを願いたいというふうに思いますし、今、設置料でございますが、大体300万から最低80万円ということでございます。ということは、売り上げというのは、細かいことはわからないのでしょうか。わかって

おれば、お聞かせを願いたいというふうに思います。団体に入るお金ですね、わかっ  
ていればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 業者から各福祉団体への手数料収入でございますが、通常、売  
り上げの8%という目安がございます。こういった率でもって売り上げを、先ほども8  
0万から300万、1台当たり、年間の売り上げを推計したわけでございますが、こう  
いったことで、実際、一台一台のそういう売上金額というものは、ちょっと業者から入  
手できないということで、福祉団体から報告を受けております。

福祉団体以外の関係につきましては、24台のうち5台が福祉団体以外でございます。  
19台は福祉団体、5台は文化振興協会が2台、これは町民会館の関係でございます。  
それ以外では、役場でございます幸田町食品協会、食堂の関係で3台、合わせて5台と  
いうことになります。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 福祉団体が19台で無料ということでお伺いをして、また文化振  
興協会が2台、またこれは町民会館ではないかなというふうに思いますが、それとあと  
役場のところがございます自動販売機かなというふうに思います。

手数料が8%の率で、それぞれの団体・協会に入られるということでございますが、  
今言われました福祉団体の19台の方々は、やはり福祉団体のそれぞれの用途に合わせ  
まして、それぞれの団体で、今までこの手数料をそれぞれお使いになられていたかなと  
いうふうに思いますが、文化振興協会の2台とあと幸田町の役場のところがございます  
自販機のところは、これは両方とも、全部で5台ですが、5台は全部無料で貸し付けを  
されているのかどうかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町民会館につきましては、指定管理という中で、そういった自  
販機の対応についても含めておるということでございます。

町の食堂につきましては、別に幸田食品協会から施設の使用料、水光熱費等の経費は  
徴収いたしております。したがって、すべての経費についてはいただいておりますとい  
うことでございますので、福祉団体とはちょっと取り扱いが違うということで御理解いた  
さきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） ただいま文化振興協会の2台は、指定管理者のほうに含めてとい  
う、ちょっとあやふやな答弁をいただいたというふうに思いますが、これの売り上げと  
いうのは、こちらから、町から貸し付け、そのところは別でやっているのではなくて、  
指定管理者の町民会館、その中にすべて含まれているということで今言われたのかどう  
かということをお伺いをしたいというふうに思いますし、あとは幸田町の  
食品協会には3台、電気代等で売り上げをいただいているということをお聞きをしたわ  
けでございますが、やはり地方自治法の改正がございまして、各市町ではそれぞれの努  
力によって新たな財源確保のために努力をされている、こういう一部改正があったから  
こそできる努力ではないかなというふうに思いますので、やはりその辺のこともどうい

う取り組みをされているのかなということもお伺いをしたいというふうに思いますし、またことしの4月30日でございますが、新聞報道に「自動販売機設置の貸し付けについて」ということで、財団法人の地方自治研究機構が自治体に調査した結果が載っておりました。

1,844都道府県市区町村を対象に昨年10月現在で回答した883団体の施設に置かれている自動販売機数は、合計で5万7,808台であったそうです。そのうちの95団体が2,335台の設置料を入札などで価格競争方式で決めたというふうに載っておりました。

そうしましたら、設置料が競争前の1台平均約2万3,000円から2.2倍近い50万円余りにはね上がったというふうに載っておりました。価格競争によって増数額は、計で約1億1,400万円となった。また、さらに今後195団体がこうした価格競争を検討しているというふうに新聞報道をされておりました。

このように、全国的にも、地方自治法の改正によりまして、多くの自治体が財源確保のために自動販売機の設置の貸し付けを公募・入札方式で改め始めているのが現実ではないかなというふうに思われます。

本町におきましても、福祉団体以外ですね、福祉団体はそれぞれの活動にその資源を充てておられるようでございますが、まず初めにその福祉団体以外のところ、今言われました文化振興協会、また役場の食堂の隣にありました幸田町食品協会に貸し付けている自動販売機、これらの自動販売機の更新の時期に合わせまして、これも更新の時期がございますので、先ほど1年契約だというふうに言われましたので、やはりその契約方法などを見直して収益をふやしていくべきではないかなという、やっぱり今、時代がそういうふうな方向性で動いているのではないかなというふうに思われますので、御回答をお願いしたいと思います。

また、今までは契約でございますので、相手の業者も決められた業者の方々と、その許可をされている団体とか協会の方々が契約をそれぞれなされているのではないかなというふうに思いますが、例えば新しい業者が参入をしたいというふうになったときには、これらの申し出があれば、平等にチャンスが得られるのかどうかということもお聞かせ願いたいというふうに思います。

それと、本町では全部24台と言われました。しかしながら、このように財源確保ができる改正になったわけでございますので、例えば利用頻度の多い公園とか運動場、新たな自動販売機の設置をして、公募とか入札の導入をしていく考えがあられるかどうかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 先ほどの文化振興協会並びに幸田町食品協会でございますが、これらにつきましても公共的団体という扱いの中で、使用料については免除しているという実態でございます。

なお、文化振興協会につきましては、こういった自販機収入を収入として見込み、事業の財源として活用しているという実態でございます。

なお、こういった自販機が自治法上貸付制度が可能であるということを受けまして、

従来はそういったものがなかったわけですので、公共的団体に限定してやってきたわけですが、今後については、自主財源の確保という視点でもって取り組みをしていってはどうかなということの御提案でございますので、これらについても十分実施の方向で考えていきたいなと。

しかし、既得権とは言いませんが、福祉団体のこの19台につきましては、引き続き現状のままで福祉団体の財源として認めていきたいなという考えを持っておりますので、新しい場所での自販機設置、公共施設を新たに設けた場合の自販機を設置する必要性が、利用者の必要性等が判断されれば設置すると。その場合には、提案のありましたように、入札方式による価格の決定をし、自主財源の確保をそれによって図られたらというふうに考えております。

具体的には、これから新しい施設がどこにどのようなこととございますけれども、当面、新駅等も十分その対象にはなるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 本当に、やはり公共団体、また特に福祉団体のほうに関しましては、それぞれ団体の意向等もあるかというふうに思いますし、またその収益を計画をされているということもございますので、その辺はしっかりと団体のほうの御意向をしっかりとお聞き願いたいというふうに思っております。

また、文化振興協会、また町民会館におきましては、指定管理者制度も本当に今年度で一応の区切りは終わるわけでございますので、また新たな契約をされるというふうには思われますが、またそのときにはぜひともやはりちょうどいい機会でございますので、この自動販売機の公募・入札も図っていただきたいと、そういうふうに思うところであります。

また、図っていただいて、どのぐらい収益がやはり上がるのかということのも、本町としてやはり見きわめていくべきではないかなというふうに思います。

先ほど愛知県庁のお話をさせていただきました。ここでは70倍というふうに思いますが、ここでは人の出入りも多いわけでございますので、当然、本町とは比較にはならないかなというふうに思いますが、全国平均の先ほどの新聞報道によりまして、やはり2.2倍近い金額の貸付料があったということでございますので、そのぐらいは本町としてもあるのではないかなというふうに思いますので、やはり必要性をしっかりと考えていただいて、こういう改正があったわけでございますので、これを利用して財源を確保していただきたいというふうに思います。

次に、今、新駅というお話もございましたが、やはり駅の自由通路のことについてお伺いをしたいというふうに思います。

今、新駅というお話もございましたが、やはり駅の自由通路のことについてお伺いをしたいというふうに思います。

他市の駅のところの自由通路で広告物を見たことがございます。これも、行政財産目的外として、各自治体が管理しているというふうに思われます。本町のJR駅の自由通路はまずどのようになっているのかということをお伺いをいたします。

また、近隣の駅の自由通路での広告掲示はどのように把握されているのかということをお聞かせ願います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 現在、幸田町にはJR2駅がございますが、それぞれの状況でございますが、幸田駅の跨線橋部分につきましては、これはJRの財産でございます。その西側に地下通路がございます。これにつきましては町の財産ということになっております。しかし、用地自体はJRの用地を占有して地下通路トンネルがあるということでございます。

三ヶ根駅は、跨線橋があるわけですが、それが自由通路としても利用されておるわけでございますが、これは幸田駅と同じくJRの財産でございます。JRが管理しております。

これからつくる新駅でございますけれども、これについては、自由通路は町の財産ということになる予定でございます。

したがって、今現在の施設の中で町の財産として扱えるのは幸田駅の地下通路のみということですので、ここで広告事業がどうかということでございましょう。

近隣のことをちょっと見ますと、岡崎駅、ここには広い自由通路がございます。これは市の財産でございますけれども、一般広告の掲示は取り扱っておりません。

蒲郡駅、ここも自由通路があるわけですが、この自由通路の財産は鉄道の財産、名鉄やJRの財産でございます。それらが広告を掲載しておると、鉄道がそれを収益としているという実態でございます。

安城にございます三河安城駅連絡通路、新幹線を結ぶところでございますが、これは安城市の行政財産でございます。広告を市が取り扱っております。掲示板がございます。その有料での広告使用料を徴収しておるわけでございますが、今現在の利用状況につきましては、25区画、広告の掲示するところがあるわけですが、その半分、13区画が現在利用されておるという状態でございます。

理由はちょっと詳しくは聞いておりませんが、非常に高いということもあるんじゃないかと、過去に幸田町も安城のその掲示板に広告を出してきたということがございます。今は出しておりませんが、その1区画を使ったこともあるということでございます。以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 駅の自由通路に関しましては、今、御回答をいただきました。

私も、三河安城駅を見てまいりました。ここは、JRと新幹線側との連絡通路でございますので、かなり長いところでございました。

ここには、信用金庫だとか、また自動車関連企業の広告等もございましたし、近隣市町の観光協会の宣伝のポスターもございました。幸田町も、幸田町として彦左まつりのPRをされているポスターを見つけさせていただきました。

このように、安城市では自由通路、連絡通路を公有財産として貸し付けをしているというふうに思われます。

今、25区画の中の半分、13区画というふうに言われました。確かにあいていると

ころもございました。ここは、かなり長い、先ほど言いましたように、長い通路でございますので、どうしてもあいてしまうのかなというふうに思いますが、本町といたしますと、これからつくるわけでございますけれども、新しい新駅のところには自由通路ができるのではないかなというふうに思いますので、やはり新駅の平成24年の春の開業に合わせまして、その自由通路の中で掲示板の宣伝広告ができるのかどうか、そういうこともお考えを願いたいなというふうに思います。

この辺の、新駅の場合ですので、まだまだ先かなというふうに思いますので、やはり検討はしていかなければいけないかなというふうに思いますので、この辺の自由通路の掲示板の公募とか入札のお考えが今の時点であるかどうかということもお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 新駅に関しましては、自由通路の改札付近に情報掲示板の設置をする予定にいたしております。

この掲示板の利用につきましては、駅周辺の案内、公共施設案内、観光案内等を予定しておる、基本的には公共性のあるものを掲示していこうという予定ではあるわけでございますが、スペース等の余裕があれば、そういった民間の広告掲載も検討して使用料をいただくということも、実施までには考えていきたいなというふうに思います。

そういった需要がなければ、幾ら安城の駅ではございませんけれども、利用もないわけでございますので、そういった需要調査もする中で、こういった有料広告事業が可能かどうかをさらに検討をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 先ほどの自動販売機もそうですし、今回の自由通路もそうございますが、やはり行政側に何とか新たな財源確保をしようという、そういう思いがあるかないかで、やっぱりこういう取り組みも、需要性の有無もやはり決まってくるのではないかなというふうに思いますので、その辺はしっかりと検討していただきまして、効果的に使っていただければいいかなというふうに思いますし、また全部で広告を出すのではなくて、部分的な1コーナーだけ集約をして、そのところは宣伝の掲示板を入れていくという、そういうものも私は必要ではないかなというふうに思います。

例えば、その情報の掲示板の隣に同じような大きさでギュッと凝縮してそこへまとめるとか、そういうことも必要ではないかなというふうに思いますので、この辺も提案をさせていただきたいというふうに思います。

次に、広告ビジネスについてでございますが、これも町が所有する公共施設や車両、広報など、町が発行する印刷物など、民間企業の広告を掲載する事業でございます。

広告主である民間企業も宣伝になりますし、町も企画から広告料収入が上がることで税金がふえることになります。

全国の自治体を見ても、ホームページのバナー広告、庁舎入り口の玄関マットに広告を入れたり、市・町から渡される封筒、また市・町を走るごみ収集車や公用車などに民間企業の広告を掲載してしまう。税金の減少などで財政難に直面する自治体が民間の知恵を取り入れ、市町村区の庁舎を一つの企業体といたしまして経営改革に取り組

み、従来からの経費削減一辺倒から一步踏み込んで、やっぱりみずから稼ぐ広告ビジネスに力を入れておられます。本町のさまざまな資産を活用いたしまして、積極的な広告事業の推進による財政の確保についてどのように考えておられるのかをお伺いをいたしたいというふうに思います。

私は、この広告ビジネスにつきましては、平成19年の12月定例会にも一般質問をさせていただきました。そのときの御回答が、「広報だとか、町ホームページのバナー広告も可能性があるものなら検討していきたい、前向きに」という答弁をされておられますが、その後どのような検討をされたのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 以前の御質問の中でも御指摘をいただいております。十分承知をいたしております。

近隣の状況につきましても、約半数がこういったホームページや広報紙、封筒等に広告・宣伝を取り入れまして、その市町村の財源として工夫をしてみえるという実態もございます。

幸田町におきましても、第9次行政改革大綱の中で有料広告制度の検討が位置づけられておりますので、こういった状態でございますので、さらに引き続きこの実施をする方向で取り組んでまいりたいと、3度目の御質問を受けない段階で、こういったことが実施できればというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 本当、部長が言われるように、これで質問は最後にさせていただいて、実現をしていただきたいというふうに思います。

このバナー広告につきましては、近隣市町では、今部長が言われましたように、ほとんどの市が積極的に進められております。

例えば安城市では、ホームページのバナー広告はもちろんのことですが、市の広報紙の保存用のファイルに広告を入れたりとか、窓口封筒や職員の給料明細などにも広告の実施をされておりますし、また今年度からは水道の使用水量のお知らせにも広告を募集するという事でお聞きをしております。

また、蒲郡市では、これはホームページから見たものでございますが、やはりバナー広告の掲載料を1カ月単位の契約から、例えば3カ月から5カ月の契約をしていただくと月額が10%オフになるとか、6カ月から11カ月を契約すると20%オフになるとか、12カ月から24カ月は30%オフになるという、何としてでもその財源を確保しようという、その努力というものが伺えるというふうに思います。

以前のことでございますが、やはり本町ではアクセス数も少ないとか、そういう事業主が、例えばホームページを立ち上げていなければこれを利用することができないとか、事業がやはり町と市では違うとか、さまざまな御回答があったわけでございますが、やはり町の所有する資産を有効的に、また何としても新たな自主財源を確保しようという、そういう取り組み、考え方が、私はまず一步は必要ではないかなというふうに思います。

まず、今言われましたように、まずホームページのアクセス数は年間、現在どのぐら

いあるのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 21年度のデータでございますが、年間件数で75万2,333件でございます。月平均にいたしますと、6万2,694件という件数になります。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 確か、平成19年のときは、月平均1万3,000件のアクセス数というふうにお聞きをしたというふうに記憶をしておりますが、かなりのアクセス数がふえたということになります。6万でよかったですでしょうか、いいということでございますが、それぐらいアクセス数が多いということでもありますので、やはりバナー広告の掲載も、事業者の応募もあるのではないかなというふうに思います。

やはり景気低迷によります事業とか補助金の一律5%削減、それも必要であります。改めて新たな財源を確保していくという努力もやはり必要だというふうに思います。

部長が先ほど言われましたように、第9次の幸田町行政改革大綱には、「景気低迷による税収の減少など、これまでにない非常に厳しい行財政運営が想定されるところであります。これまでも費用対効果を追求してきましたが、さらに事務事業の選択と集中を図ることや職員の創意工夫による自主財源の確保などに努めていく必要があります」と明確に事業の推進を載せられております。町の公有財産をすべて利用し、経営改革に取り組んでいく必要が今こそあるのではないかとこのように思います。

それから、5月31日の総務の協議会に出されました「第9次幸田町行政改革の推進について」が出されました。ここで、事業の推進の管理表が出されて、有料広告制度の検討は21年度に検討をされて、22年度、本年でございますが、指針の策定をいたしまして、23年度運用となっております。

そういたしますと、本年度は指針の策定をするわけでございますが、そういうことは本年度にこの広告代理店や印刷業者の選定とか、また広告の掲載要綱、また基準等も策定をされる予定であるのかどうかということをお伺いをしたいというふうに思います。

それと、やはりこの財源確保のためには、行政一丸となって取り組んでいく必要があるかというふうに思いますので、最後に町長の御答弁を願いたいというふうに思います。新たな幸田町の財政確保に対しまして、自動販売機もそうですし、自由通路もそうです。またこのビジネス広告もそうありますが、この辺のことについて町長としてどのような今後のお考えがありますか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） ホームページの先ほどの御指摘のように、10倍強のアクセスの数もございまして、いずれにしてもこの自主財源の確保ということは極めて重要な課題でございますし、しかも水野議員から再三御指摘をいただいたにもかかわらず、まことに実施できないのは残念でございますが、これは私どもの努力が足らんわけでございます。何とか一歩前進、具体化を図って、少しでも可能な収入確保に努めてまいりたいというふうに思いますので、そのことをお約束申し上げて、答弁にかえさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 先ほどのホームページへのアクセス件数でございますが、集計方法が変わったということで御理解いただきたいと思えます。

というのは、ホームページの画面を2カ所検索いたしますと、2件というカウントで数字が上がってきますので、そういったところが過去の数値と違うところでございますので、一概にアクセス件数がふえたという状況にはございません。ちなみに、3カ年を見ますと、ほぼ横ばいということでございます。

なお、アクセス件数が少ないからといって、こういったバナー広告が取り組めないということでもないわけですし、蛇足ですが、例えば料金を下げれば、そういった希望も出てくるかと思えますので、そういったことも含めて、今後、詰めていきたいというふうに思えます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） ぜひとも、真剣に取り組んでいただきたいというふうに思えます。

次に、「高齢者に優しい支援を」に入ってまいりたいというふうに思えます。

本町は、交通死亡事故のゼロが間もなく600日を迎えるということでございます。大変うれしく思うと同時に、交通指導員、また交通安全にかかわる関係者や町当局の努力に敬意を表したいというふうに思えます。

しかし、全国的には、高齢者が加害者となる交通事故が近年増加傾向にあると言われております。本町での高齢者の交通事故はどのような推移になっているのかということをお伺いをしたいというふうに思えます。

また、65歳以上の自動車運転免許の保有者は何人ぐらいいらっしゃるのかをお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 県下で65歳以上の高齢者の交通事故の傾向でございますが、第一当事者となった件数が、18年では、県下です、5,764件、19年では6,079件、平成20年では6,247件といったような推移でございます。増加傾向にございます。岡崎署管内でも、同様の傾向があるわけでございますが、非常に高い水準にあるということがわかります。

65歳以上の高齢者の数でございますが、しかも免許を有しておる方、65歳以上が3,747人でございます。全体の免許を持ってみえる方の14.4%が65歳以上というデータがあります。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 全国的な65歳以上の運転免許証の保有率は、平成19年は40.1%、平成29年度では50%という高齢運転者の割合が一層高まるのではないかとこのように言われております。本町に当たりましては、14.4%だということであるようにございます。

警視庁では、平成21年に、高齢運転者支援のための「重点施策推進計画」を策定いたしまして、高齢者の交通事故の抑止対策をより効果的に個々に応じてきめ細かな対策を行っております。

本町におきましても、子供や高齢者の交通事故対策を、また重点施策として子供や高齢者交通安全教室や体験教室も開催を予定されておりました、交通事故には遭わない、また事故を起こさないという施策も図っているというふうに思われます。

しかしながら、自動車運転免許の自主返納制度というのも全国的にふえているようにございます。この制度は、1998年の6月に改正道路交通法が施行されて、加齢に伴う身体機能の低下等の理由により、自動車運転免許証を返納した方に「運転経歴証明書」が交付されるようになりました。これは、あくまで自主的に返納しやすい環境を進めることにより、高齢者の交通事故の防止を図り、安全に暮らしていけるようにするものでございます。

全国や愛知県におきましても、自主返納制度は、ここ一、二年で各自治体の主体的な特典つきなどの取り組みによって急速に進んでいるというふうに思われますが、愛知県ではどのぐらいの自治体がこの制度を取り入れているのかということをお聞かせを願いたいと思います。

それから、全国のホームページを見てみますと、鹿児島県では、県の警察では、宿泊メ리트制度だとか、宮崎県では、各警察署の所管でバス料金の割引とか、ホテルの宿泊の割引等の制度があるとか、また大分県では、眼鏡とか補聴器の5%割引きだとか、それぞれの県の特典があるようにございますが、愛知県ではこのような特典があるのかどうかということもあわせてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 運転免許証の自主返納制度を採用しております市町村につきましては、現在、準備中の2団体を含めて、21団体ということでございます。市町村内訳で言いますと、19市2町でございます。これが自主返納制度を設けております。中身は、非常にそれぞれ市町村の独自性がございまして、対象年齢も差がございまして、特典もそれぞれ差がございまして。

基本的には、免許証がなくなりますので、身分証明書にかわるものとして住基カードの無料発行といったものが、基本的には各自治体も取り組まれておるという内容でございます。

全国的な取り組みの中で、今、ご質問がありました自主返納サポート加盟店という、そういった運転経歴証明書をお店に出すと、負けていただけるといような、そんなサービスですが、こういった関係については、民間の協力体制は今のところ愛知県にはございません。

議員がおっしゃられた、全国的にも余り件数はないですけれども、だんだんこれからはふえてくるだろうと思っておりますけれども、まだまだ愛知県は自治体を取り組む範囲にとどまっておるという状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 今、部長が言われましたように、本当にここ一、二年で、平成20年、21年で急速に愛知県のほうでも自主返納制度が取り入れられている自治体がふえておられます。

本当にそれぞれの自主返納特例でございますが、それと住民基本台帳カードの発行手

数料の無料化、ここは各自治体もやっておるようでございますが、そのほかにも独自の特典をつけておられる市町がございます。

例えば、豊橋とか豊田市では、交通安全グッズの交付もされておりますし、安城市では「あんくるバス」の2年間の無料乗車券の贈呈とか、岡崎市はパノラマカードの交付、また蒲郡市ではタクシー券も配付という、さまざまな取り組みをされております。

本当に自主返納の外出の移動手段のための確保でございます。幸田町といたしましては、福祉バス等も通っておりますし、また今後も福祉バスの巡回もふえるようでございますので、やはり都会と町とでは違うかなというふうに思いますが、やはり本町もこういう制度を導入をいたしていただきまして、またその自主返納の方々には何らかの特典をしていただければどうかなというふうに思います。

私は、やはりこの高齢者の方々がいつまでも元気でお過ごしが願えるように、町民プールのプリペイドカードの贈呈をして特典をつけて返納制度を導入していただけたらなというふうに思いますが、この辺のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） この制度の導入に当たっての幸田町における問題点ということで考えてみますと、幸田町には公共交通の発達が十分ではございません。高齢者から車を取り上げた場合に、高齢者の移動手段はじゃあ何になるのということで考えますと、歩行か自転車というような移動手段になるわけですが、この歩行・自転車がまさに高齢者の交通事故の中心をなしておるということでございます。

したがって、従来は車に乗って加害者の立場、被害者の立場もありますけれども、そういった加害の立場から、今度は一転して車がない状態ですと被害者になるということ、また高齢者の事故件数につながるというようなことも考えられるわけですが、何にしましても非常に幸田町での問題は、公共交通が発達していないというところに、この制度効果が期待できるかどうかというところが1点疑問であるわけでございますが、しかしこういった流れでございますので、21団体も実施しておるようですので、これらを踏まえて、本町も交通安全の啓発という視点も含めて、この制度の導入を今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） やはり、本当にこれは別に高齢者の方々の足を取るという意味では決してございません。移動手段が自動車が一番いいと思われる方は、それはそれでやはりそのようにしていただきたいと思えますし、やはりこれは運転に自信のなくなった方、また家族から運転が心配と言われた方々が返納する、優しい、要するにそういうことを考えられた方が返納しやすいような制度に、こういう制度も設けられていただきたいと思いますというふうに思えますし、岡崎署管内の岡崎市がやっているわけでございますし、ということは幸田町もやはりある程度考えていただけたらいいのではないかなというふうに思います。

私も5年前であります、蒲郡市の交差点の中で信号無視の高齢者の方が入ってみえまして、3台を絡む交通事故に遭った記憶がございます。被害者は元気でしたが、加害者の高齢者の方が救急搬送されまして、警察、また親戚に言われるには、自分は青で入

ったというふうに主張されておりました。御家族の方があいさつに見えて、もう運転はしないようにと何度言っても運転してしまうという、そういう本当に恐縮がっておられました。

そういう方々が自主返納制度があれば、また家族の勧めがあれば、気安く返納できるのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、最後になりますが、つえを利用する高齢者・障害者の方々が窓口に見えたときに、またトイレに入ったときに、つえを置く場所がございません。隣に立てかけても倒れてしまうというのが実態でございますし、拾うにも拾えないのが実態かというふうに思いますので、庁舎内の記入台、また公共施設の窓口・トイレにもつえのホルダーを設置していただいて、高齢者の支援をしていただきたいと、そのように思うところでございますが、お考えをお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 高齢者の交通安全対策として、運転免許証の返納制度を今後考えてまいりたいと。交通安全標語にこういったのがございました。「長寿の秘訣は交通事故に遭わないこと」という、そんな交通安全標語があるようでございます。非常に高齢者にとって交通事故は大変な課題ということでございますので、自主返納制度も含めて、高齢者の安全対策というものをあらゆる面から取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

次に、つえホルダーの関係です。これにつきましては、役場庁舎を管理する立場として、こういった関係については、各カウンターを持つ所管について調整を図りまして、高いものではございませんので、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午後 0時11分

---

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告順に、順次、質問をしてまいりたいと思います。

まず第1番目に、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

景気がよくなってきたと言われても、ピンと来ない業者さんが多いのではないのでしょうか。今、潤っているのは、一部の大企業だけというようなこともございます。

日銀による東海の地域経済評価は、2010年1月には「業種間・企業間の格差が大きいものの、全体としては持ち直している」ということでしたが、4月では「持ち直しを続けており、業種間・企業間の格差も徐々に縮小している」など、内需国民経済向けの業者からは余りいい話は聞きません。

幸田町の公共工事も、ピーク時からすれば激減し、町内建設業者の仕事も町外の大手

業者に落札をされ、仕事量も減ってきており、「このままではやっていけない」「仕事がない」という声が聞かれてきております。

今回は、建設業者に大いに関係のある住宅リフォーム助成制度の創設による仕事おこしの提案であります。

住宅リフォーム助成制度が全国で広がってきており、3月31日現在で30都道府県154自治体が、この住宅リフォーム助成制度を実施しております。特に、秋田県では、ことしの3月に県制度として実施をしてきました。

住宅リフォーム市場は、既存住宅がある限り存続し、建設業者の技術・技能が必要とされる分野で、安心・安全・快適な居住空間をつくり、大事に長く住み続けられる家の確保につながります。この住宅リフォーム市場に活力を与えることは、地元中小業者の仕事の確保、仕事おこしで地域経済の活性化につながるものであります。

そこで、この住宅リフォーム助成について、創設の考えを伺います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 今、丸山議員から住宅リフォームの全国の事例、特に秋田県の例をとられてお話がありましたが、この近辺では、今お話のとおり、都道府県では30都道府県、自治体で154ということで承知はしておりますが、東海3県におきましては、岐阜県で可児市が1市、このことをおやりになっておるということで、私どもとしては、現段階で耐震補強だとか、省エネの補助、リフォーム補助もありますし、エコポイント、そういったエコ給湯、そういった改築に当たっての助成制度を既存のもので御利用いただけるというふうな考えでおりますので、直ちにこの住宅リフォームについて助成をしていこうということは考えておりませんので、よろしく願います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この住宅リフォーム助成というのは、私、担当のほうにも資料を渡しましたけれども、現在、全国各地でこのリフォーム助成に取り組んでいるところが徐々にふえてきているわけでありまして、前年度に比較をいたしますと倍以上もふえてきている中で、改めてこの住宅リフォーム市場というのが見直されてきているのではないかというふうに思います。

現在、幸田町でも介護保険を利用した住宅改修について補助制度があるわけでありまして、今回の住宅リフォーム助成は一般住宅、いわゆる既存の住宅の改修でありまして、長く住み続けられるための快適居住空間をどう確保していくか、そのためにこの町内建設業者の利用によって仕事の確保にもつなげていくというものであります。そうした町内業者の振興と雇用の安定を図るという一つの大きな目的も持っておりますので、そうした点から検討していく必要があるのではないかというふうに思います。

住民が住宅の改修工事を行う場合は、いろいろな先ほど部長が言われましたように、住宅エコポイント制度の創設がありますし、またバリアフリー工事、太陽光発電システムなどの支援、それから100年住宅などの支援というものが行われているのがありますけれども、これはいわゆる町内建設業者というふうに限って支援をするというものではありません。

そうした点からすれば、私はこの地域経済の活性化という点からすれば、住宅リフォ

ーム市場というのはこれから大いに市場が広がる可能性があるものでありますので、そういう点からしても、住民への助成制度とあわせて経済の発展をつなげていく、その観点で検討する必要があるのではないかというふうに思います。改めて、その検討についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） リフォームをして安心・安全・快適に暮らしていくということは非常に大切なことで、そのことについて決して否定をするものではありません。ヨーロッパなんかは、古い建物を大切に大切に何代とつなげていく、アメリカでもやっぱり長期にわたって伝えていくという、そういう住宅市場、一方ではリフォーム市場があって、新築は新築でももちろんあるわけですけども、そのことがすなわちリフォーム経済を市場として行政が支援していくについては、今、議員もお話しされたように、介護による手すりだとか、バリアフリー、段差解消、こういった耐震補強、エコ給湯、そういった政府と、太陽光発電もそうですけれども、自治体もそれぞれのセクションにおいて時代に合った助成制度を設けておるわけですので、そこら辺をぜひ活用いただくような形で、経済や市場がこういったことで活気されていければ、政府がまさしくエコポイントなんかはそのために二重ガラスや二重サッシや、そういった断熱材、これはリフォームでも当てはまるわけですので、そういったそれぞれの制度利用を税制の面でも減税もとられておるわけですので、ぜひわかりやすく町民の皆さんにこういったリフォームの機会にはこういった制度を御活用いただきたいと、こういったPRというものを作成していきたいと、こう思っています。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 秋田県の事例を一つ御紹介したいというふうに思います。

秋田県は、3月に制度として県制度で実施をすることになりました。この住宅リフォーム制度にこの予算額が県全体で12億7,000万円ありますが、工事費の10%補助助成額で、今、1戸当たり上限が20万円ということで、対象戸数が7,000となっているわけですが、秋田県では、この4月に入ってから申込件数が急増して、3月末に568件だったのが、4月21日では1,828件になっているということでありまして、直接の経済効果としては、3月末の8,679万5,000円の補助総額に対して、この総工事費が15億5,700万円、この直接工事費だけでも16倍以上の事業効果を生んでいるということでありまして、こうした観点からも、地元の中小零細業者、こうした方たちが直接恩恵にあずかるといいますか、地域経済の活性化につながるということが、この数字からも明らかではないかというふうに思います。

先ほど部長が答弁されました、住宅エコポイント制度とか、バリアフリー工事、太陽光発電、こういうのは私は直接地元業者の育成につながるという、一部はありますけれども、全面的につながるというふうにはならないというふうに思います。

この住宅リフォーム助成というのは、やはり地元業者の育成という観点からどう進めていくかということでありまして、公共工事が今非常に減ってきている中で、建設業者、いわゆる中小業者の方たちも仕事を探すのが大変難儀していると、こういう状況の中で、やはり幸田町の中古住宅のリフォーム、これに関してやっぱり補助制度があれば、

住民もその快適居住空間につなげていく、また地域の業者さんもそうした仕事の確保につながると、こういう点で二重の効果があるというふうに思うわけでありますので、そうした点から、やはりしないよと、あれがある、これがある、だからやらなくてもいいじゃないかというのではなくて、どう地元業者の育成を図っていくか、仕事確保につなげるか、この観点で行わない限り、それはやらないと言え、それで終わりになるわけですよ。

そこでお聞きしたいというふうに思いますけれども、ことし4月以降につぶれた業者もありますよね、なおかつ経営を縮小した業者、こういう地元業者の現状も、原因はさまざまでありまして、そういう現状がある中で、じゃあ建設業者、地元業者の経営状態、これが今どうなのか、その点についてお聞きしたい。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） お答えから申し上げますと、経営状況についての状況は、国全体の公共事業費が18.3%対前年比ダウンしておるわけですが、平成10年は公共事業全体は、補正予算も入れますと、14兆9,000億が国全体で公共事業として日本各地で事業が行われておったわけですが、22年度当初予算では5.8兆円と、こういった形ですので、幸田町がその水準でおるかどうかは別としまして、国全体の流れは把握できるわけです。

そのことが建設業、大手も中小も含めて圧迫されておることは、私も十分理解できるわけですので、それぞれの業者さんは経営審査を2年に一度報告をされて、入札資格審査を受けるわけです。そこで経営審査状況が全部公開されておるわけですが、その辺では、実は売上高はダウンしておっても、経審という点数を維持しないとランクが下がってしまうものですから、実態はその経営審査の点数だけではほとんど横並びで、2年前も、2年後も、その前も、こういった点数を維持するという形で、請負はかなり落ちておるわけですので、その点はお答えになりませんが、感覚的なものとしてとらえることしかできないということで御理解がいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 感覚的に落ちているよということを言われても、実際、じゃあ業者の実態がどうなのかというのは、やっぱりいろんな横の業者間のつながり等の中で情報を得る。そうした状況の中で、やはり地元業者の方たちは経営が厳しいという率直な感想が返ってくる中で、じゃあ公共工事も減っている。じゃあ、どこで仕事の活路を見出していくのかというと、民間しかないわけでありまして、そうした点からすれば、やはりこの住宅リフォームというのはこれからも活用していく必要があるのではないかと、いうふうに思います。

そこで、町内における戸建て住宅、25年以上から30年超した住宅の築年齢の状況としては、中古割合がどれぐらいなのかということでありますが、そうした点でお答えがいただきたいというふうに思います。

それから、我が家も2年前に28年でリフォームをしたわけでありまして。それで、あと30年はまた住もうという、いわゆる60年、こうした木造住宅で60年長く大事に使おうと思えば、やはり大体30年ぐらいの折り返しの中でリフォームをすれば、また

何とか快適な居住空間が確保できるのじゃないかなというふうに思うわけでありまして、2年目にして、やはり新築ではなくても、中古住宅でも快適な居住空間が得られるという点からも、私はこのリフォーム助成に取り組んでいく、そのメリットは大いにあるのではないかというふうに思います。

そこで、この幸田町における中古割合、それと同時に住まいづくりの応援ということの観点に立って、新たにお答えがいただけたらというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 先ほどの地元業者の育成、あるいは経済全体の話ですが、これは公共事業費というのは、22年度は当初予算で5.8兆円ですけれども、補正予算はまだわからんわけですし、強い経済、強い財政、強い社会保障ですが、菅内閣がどういった補正予算を組んでくるか、そういったことで全体の公共事業の推移というのはまたきちっと見守ってやっていきたいと思っています。

それから、個々の住宅の年齢ですが、昭和56年の6月で新しい耐震基準に変わりましたので、それ以前の建物の戸数が把握されておりまして、昭和56年というのは、ちょうど29年になるものですから、今、議員が言われたように、大体リフォーム点検が25年から30年ぐらいで行われているわけですので、今、1万2,810戸の建物を、これは総務省がやっておる住宅土地統計調査で明らかにしておるわけですが、そのうち56年の耐震基準以前のものが3,150戸、一部耐震化をされた方も見えますが、率にしますと25%がお住まいになっている人は快適なお住まいで見えるので、仮に中古とえば、中古割合は25%になると、こういうふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 私の地元でも、30年以上たつて、今現在、リフォームをされている家庭があるわけですけれども、そこもリフォームと言っても、新築とほとんど変わらないぐらいの金額を投入しなければ、なかなか思うような住宅にならないということで、大変な思いをしながらリフォームをしているんだわと、こういうようなことを言われているわけですが、しかしリフォームもさまざまあるわけでありまして、本当に例えばテレビでもよく宣伝されているように、「新築そっくりさん」というような、そういう内容のものから、あるいは修繕、模様替え、塗装、建具の取りかえ、壁紙の張りかえと、金額はさまざまいろいろある中で、それに伴っての行政の支援ということが私は一つの仕事おこしにもつながるといふ点からすれば、経済効果につながるのではないかというふうに思います。

部長が言われるように、あそこもやっている、あれもやっているというようなことでは、私は前向きな回答が得られないというふうに思います。

それから、この一覧表というのが、これは「全国商工新聞」という中に出ていたわけでありまして、その中で、先ほども言いましたように、30都道府県の154自治体ということで、全国的にも支援策が進んでいるわけでありまして、残念ながら東海3県、愛知・岐阜・三重については、実施がほとんどない。

そういう中で、先ほど言われました可児市がやっと1カ所だけこうしたリフォーム助成制度に取り組んできたわけでありまして、これからの制度になるのかなというふうに

思うわけであります。そうした点で改めて考えていく、検討していく課題かというふうに思いますが、その点についてお答えがいただきたいというふうに思います。

次に、公契約条例の制定についてお尋ねしたいというふうに思います。

自治体で働く臨時職員や公共・公共サービスを受注した会社で働く労働者のワーキングプアが問題となっている中、生活できる賃金など、人間らしく働く労働条件の確保を求める世論と運動が広がってきております。

公契約法等を求める意見書を採択した地方議会は776議会にのぼっており、2005年には全国市長会からも政府に対して公契約法の制定を求める要望書が提出をされております。

公共サービスの民営化が進む中、公的機関が受託事業者との間で結ぶ契約に、人間らしく働くことのできる労働条件を確保する条項を定めようとする公契約運動は、ますます重要になってきております。とりわけ、公共サービスの民営化の手法が指定管理者制度などのように多様になり、低入札価格によって下請労働者の賃金が買いたたかかれているもとでは、重要であります。

この公契約とは、公共工事や公共サービスについて発注する公的機関と受託する事業者との間で結ばれる契約のことでありまして、公契約条例は、労働者の賃金、労働条件の最低規制を行うものであります。

最低賃金とは異なり、公共事業や公共サービスを受注した会社は、みずから結んだ条約を守る立場で労働条件を確保して、また自治体は発注者として現場労働者の状況をチェックできるようになっているわけであります。

私は、昨年11月に全国で初めて公契約条例を制定した千葉県の野田市を視察してきたわけでありますけれども、そのときは非常に難しい問題だなというふうに思っておりましたけれども、改めて今、幸田町の置かれている状況を見てみますと、午前中に伊藤議員も質問をされましたけれども、ああいったような働く貧困層というような形で、公務員労働におけるところでも、なかなか生活ができる賃金がもらえないというような実態が広がっている。こうした中で、やはりこの公契約条例、これをやはりきちっと結んでいく必要があるのではないかというのを改めて痛感した次第であります。

そこで、伊藤議員の質問の中からも、これは公契約条例に基づいてではありませんでしたけれども、指定管理の中でも新たに賃金を見直していく必要があるというような答弁も出されてきている中、私はこの公契約条例に基づいてきちっとチェックをする体制づくりをしていく必要があるのではないかというふうに思います。その立場から答弁を求めるものであります。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、前段の住宅リフォームについて、お話のとおりですが、今、私どもの建築のカウンターで、「住宅リフォーム助成制度の活用のすすめ」というパンフレットを、これは社団法人の住宅リフォーム推進協議会が発行しておるわけですが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、町の助成制度もここへチラシできちっとわかるように、皆さんが個別に申請書を書いて窓口へ出していただくんですが、全体としてこんなことが助成されるんだと知らずに済んじゃう部分がたくさんあると思

ますので、ぜひ議員のお話のとおり、助成制度については、まだこの近郊では全く、可児市の1市がおやりになっていますけれども、制度活用の面でぜひ町として住民の皆さんに御活用できるような形をとっていきたいと、かように思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 2点目の公契約の関係でございますが、今現在、こういった条例は本町はないわけですし、議員がおっしゃられるように、千葉県野田市が全国で唯一、この条例を設けておるという実態でございます。

こういった条例がないわけですが、私どもの工事発注における契約約款に「法令を遵守し契約を履行すること」という約款上の規定も設けておるわけですね。こういった法令遵守の法令とは、労働基準法や最低賃金法といった法律も含めての法令遵守して工事に当たるといふ、そういう約款でございます。

最近では、低価格入札ということで、格安の請負によって、工事が少ないということもございまして、受けるケースがあると。そうした場合に、そこで働く労働者の賃金単価がさらに引き下げられるといったような関係で、最低制限価格というものも工事発注において制限価格を設けておる状況もございまして。

また、工事の資金繰りの関係で、今までは前払いと、4割というものがあつたわけですが、それにさらに加えて中間前払金というものも創設をし、4割プラス2割、6割といったものを、資金を請負業者に渡して資金繰り対策をしておるといったような状況で、またそこに働く労働者にもそういった還元がなされるというような対応をしておるわけですが、何にしましても公契約につきましては、過去の取り扱った経緯を見ますと、平成15年の陳情第5号で公契約条例をぜひ設けてくれという陳情があつたわけですが、これにつきましては、不採択でございます。昨年の陳情第1号では、公契約に関する基本法の制定、先ほど議員も説明の中にありましたが、こういった制定を求める意見書につきましては採択をしたわけですね。

やはり、労働基準法や最低賃金法が国の法律としてあるわけですが、これを完全に実施させるということで、市町村の条例がそれを担保していくということは、非常に無理があるんじゃないかと。法律の履行には、やはり法律の力でそれを担保していくということが基本ではないかと。公契約に関する基本法の制定を求めて意見書の採択がなされたというふうに私どもは受けとめておりますので、こういった関係で、国における法整備をやっぴり見守っていきたいということで考えております。

したがいまして、そういう条例の制定については、当面は考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 公契約について言えば、ILO（国際労働機関）の「公契約における労働条項に関する条約」と、こういう中で、残念ながら日本はこのILOに加盟している中で批准をしていないのでありまして、2007年現在では、この批准については94、加盟国のうちの3分の1の批准ということになっているわけですが、この日本が批准しないという一つの理由としては、賃金決定に国が介入してはならないと、

こういう理由からというようなことを聞いております。

ですけれども、この国の態度に対して地方から声が沸き起こってきている中で、野田市では、なぜこの公契約条例の制定に至ったかと言うと、これは昨年9月議会で市長が必要があるとして提案をしてきたと。国がなかなか法律の制定をしないという中で、やはり地方からやるべきではないかということから提案をして、全会一致で可決をしたというものでありまして、条例が適用されるのが、予定価格が1億円以上の工事、または製造以外の請負契約、次に予定価格が1,000万円以上の業務委託契約ということでもあります。

この予算額といたしましては、1億円以上の請負契約は年間3から4件、1,000万以上の業務委託は15から16件で、合わせて20件を見込むというものであります。

また、この賃金の最低額、これは二省協定の8割というものを見込んでいると同時に、野田市職員の高卒初任給、これは時間単価にすれば829円を保障するという内容であります。

先ほども言われましたように、国の法整備ということでもありますけれども、しかし今、景気が低迷する中で、また同時に小泉内閣によってワーキングプアが広がってきたという実態が相当深刻に行き渡っている状況の中で、とりわけ公務員労働者においても、そういう中でも、生活できない賃金形態によって雇用されている状況が生まれてきている。こういう中で、やはり最低賃金とは異なって、この身分保障を保障していくという観点からも必要ではないかというふうに思うわけでありまして、せめて生活できる給料保障を、こういうのが実感ではないかというふうに思います。

それから、先ほど答弁の中であつたように、労基法があるよと、それから最賃があるよということでもありますけれども、この労基法や最賃もどう守られているかと言うと、守られていないというのが実態ではないかというふうに思います。

とりわけ、この幸田町役場においても、そういうのが蔓延してきている状況の中で、私はきちっとここを定めて、そしてワーキングプアをつくり出さない施策を広げていく必要があるのではないかというふうに思います。住民の税金を使ってワーキングプアをつくってはならないというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 確かに、議員がおっしゃられるように、労働基準法や最低賃金法がございます。それによって最低の労働基準の確保が図られるということではございますが、決してそれが現実問題としては守られていないという実態がございます。この実態を野田市は条例でもってそれを何とか守らせようという試みでございます。しかし、法律の履行をやはり条例では無理があるのではないかというふうに思います。

したがって、やはり国の公契約に関する基本法の制定が不可欠ではないかというふうに考えております。

こういった国のそういう動きに野田市は率先して条例を制定することによって、国への働きかけという意味で条例を設けてみえるというようなことだと思っております。

こういったことに全国の市町村が続くかどうかというところでございますけれども、やはり私どもは議会のそういった判断もございまして、国の法整備を待っての対応を

今後とも考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国の整備を待ってと言われますけれども、実際、幸田町の非常勤職員・常勤職員、あるいはまた指定管理で働く労働者の賃金等について言えば、この観点からすれば、この野田市の高卒の初任給、この時間単位が829円というような数字が出ておりますけれども、そうした点からすれば保育士等の専門職は別といたしましても、一般事務職等に当たって言えば、低いと言わざるを得ない実態がある中で、そうした点からすれば、やはり劣悪な労働環境の中で働く労働者の生活を守る、保障するという立場から立つならば、この公契約条例の中できちっと定め、位置づけをしていくことによって、住民の生活が守られるということにもつながることになります。

そうした点からも、この野田市だけではなくて、ほかの自治体でも大きな取り組みが広がってきている状況であります。

実際、条例には至らずとも、この公契約の中で守らせていくという立場から運動も広がってきているわけでありますので、国の基本法を待つということではなく、どう町民を守っていくか、この立場に立つべきではないかというふうに思います。

また、これはあわせて事業者、請負業者、この請負業者に従事する労働者の適正な賃金の確保にもつながると。それと同時に、業務の質の確保や粗悪なものをつくらない、こういうことにもつながっていくわけでありまして、これは行政みずからチェックできるという、そういうのにもなるわけでありますので、そうした点から、やはり必要性があるのではないかと。

また、国の基本法の制定を求める陳情に対して採択をされているということからも、これはやはり議会総意としても、これは幸田町の条例の制定にもつながる内容になるものではないかというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 公契約につきましては、そこで働く労働者の労働条件の改善のみならず、発注工事の質の確保という二面がこういった契約で達成されると。しかし、そのためには若干工事は割高になりますよということは、傾向としてあろうかと思いません。

それぞれその目的は、行政としても求めるところではあるわけですが、何にしましても全国的な事例もまだ少ないと、野田市の1年の実績も、今後、調査・確認をしてまいりたいというふうに思っておりますので、今後、公契約につきましては、研究課題ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この公契約条例の制定については、まだまだ自治体での取り組みが非常に浅いという点からしても、国の基本法待ちと同時に、その働きかけも、全国町村会としてもやっていく、またあるいは全国市長会としてもやっていく、そういう二面的な取り組みの中で、また同時に自治体間の中で、やはりそこで働く住民の生活を保障していく、守っていく立場に立っていく、その公契約条例の制定、ぜひともよりよい方向にお願いするものであります。

次に、保育料の減免制度についてであります。

急激な少子化の進行や児童虐待など、子育て困難が広がる中で、安心して子供を産み育てられる環境や子供たちが健やかに育つことができる環境の整備が切実に求められているものであります。

当たり前に子供を産み育てながら働き続けられる環境を願っても、派遣切りや出産、育休での解雇が大問題になったように、労働者の生活と権利を守るルールが極めて不十分であります。

特に、景気の悪化で、不安定雇用の状態や残業がなくなったりして生活困難になり、保育料の支払いができず、滞納がふえている状況もあります。

平成22年度の滞納繰り越しでありますけれども、これは文教福祉委員会の中で答弁をされましたが、13人、金額的には76万3,670円であります。第6階層が主にここに所属をするということから言えば、年間所得税が2万2,000円から4万円、この低所得者層に滞納が多いということがうかがえるものではないかというふうに思います。

この保育料は、前年度所得によって算定をされるわけでありまして、前年度に比べて収入が激減をすると、やはり保育料の支払いもままならないというような状況であります。こうした現状に合った保育料に減免をするという措置について伺うものであります。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 保育料の減免制度の関係についての御質問でございますが、この減免の関係につきましては、議員初め、以前からも御質問をいただいております。私自身もこの関係については一つの課題だというふうに認識をいたしております。

この減免制度につきましては、保育料の関係規定におきまして、貧困・災害、その他特別の理由がある場合につきましては、保育料の全部または一部、または納期を延期をできるといったような規定を設けておるところでございます。

リストラ、今、議員御指摘のように、リストラだとか、そういったようなことの中で、景気が不安定の今の状況の中で、そういったことであって、所得がかなり前年と比べて減少するというようなケースが多々見られるわけでございます。

ただ、私どもの基本的な考え方といたしましては、やはりリストラの方も当然そういったことを考えていかなければならないということは認識をいたしております。けれども、やはり保育園に入所にされてお見えになる方というのは、やはりそういった方々ばかりではございません。自営業の方もお見えになりますし、自分でまた事業を営んでおられる方、さまざまな方が入所して、保護者の方がそういった方がお見えになるわけでございます。

そういった方たちを一体的に考えていく必要があるんじゃないかなということで、これまでも御指摘に対して我々も研究はさせていただいてきておるわけでございますが、やはりどうしても行き着くところが、やはり前年の所得に対してことしの所得がどれだけ減って、どういった場合にその所得の把握の仕方、こういったようなことが非常に難しいということがございます。

また、それから昨年度、多くて、岡崎市などでいきますと、所得が2分の1ぐらいに減った場合には減免というような制度を設けておられるということを知りましたが、その所得が前年に多くても少なくても、2分の1というのなかなかどうかなというようにも思っております。

いずれにいたしましても、こういった中で、今、我々もそういった問題意識を持って研究をさせていただいておるといことでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 文教福祉委員会に出された保育料の保護者負担金の見直し、これは高額所得者層の国によって第8階層が創設されたことに伴って、幸田町の保育料の保護者負担金も第10階層を設けて、高額所得者から取ろうと、引き上げをするというような内容があったわけでありまして、今、非常に所得格差が進んでいる実態が見受けられます。高額所得者はそれなりに高額所得として確保できる。ところが、低所得者層の中には、だんだんだんだんと仕事もなくなり、そして生活もままならない。ましてや、就職活動をするとしても、なかなか就職先が決まらないと。こういうような状況の中で、所得格差も広がってきているわけでありまして、また同時に雇いどめというような中で派遣切りに遭って、仕事がないと。こういうことが主たる生計者の中で続くと、本当に保育料も払えないという実態が出てくるわけでありまして、私が相談を受けた方も、夫が派遣切りに遭って、仕事がないと。それで、妻の収入だけではとても生活できないと。そういうふうに相談を受けたわけでありまして、そのときに当局に相談をしたら、何と言ったかと思うと、保育園をやめればいいじゃないかと、こういうことが答弁として返ってきたわけでありまして、結果的にはそのようになったわけでありまして、しかしやはり今の保育園は、やはり集団保育という中で子供の全面発達を促す場にもなっているわけでありまして、また同時に仕事を、就職活動においてもやっぱり保育に欠ける実態というのでも出てくるわけでありまして、いつ何どき仕事が決まるかわからないと、こういう状況の中で、一たんやめてしまったら、次は保育園に入ろうとしたときになかなか入れない、3歳未満児の場合は入れないというような状況の中から、やはり担保をしておきたいということからしても、やはりこうした現状に合った保育料の徴収というのは、これはやっていくべきではないかというふうに思います。

東浦町では、子育て応援日本一ということから、保育料の大幅引き下げ、それから渋谷区では、保育料の年収400万円以下の世帯は無料化をしたと、それから1,000万円までは減免措置と、こういうようなことがございます。

それから、県の中でも、2人目半額、3人目無料と、こういうような応援体制もやっているわけでありまして、ましてや収入がなくなった場合、減った場合、そういうときの現状、その実態に合わせた徴収基準にしていくべきではないかということをお尋ねするものであります。

○議長（鈴木三津男君） 丸山さん、持ち時間が終わりました。

答弁を求めます。参事。

○参事（杉浦 護君） 今、いろいろと東浦の例ですとか、いろんな関係の例もお示しをい

ただいたわけでございます。

せんだっての税改正の中で、扶養控除の問題もでございます。いろんな関係の中で、保育料の関係の階層の部分、こういった部分ということも、多分、これから国のほうでも改めて見直しがなされてくるのではなかろうかという予想もしております。そういった部分も含めて、そういった減免制度のあり方、私も今の規定の中では、ある程度の一定のルールが必要でなかろうかというような認識はいたしておるところでございます。

そういった面も含めて、今後、十分また研究をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 1時50分

---

再開 午後 1時59分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、池田久男君の質問を許します。

3番、池田久男君。

○3番（池田久男君） 議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります農地制度、戸別所得補償の2点について質問してまいります。

特に、農地制度では、農業委員会の役割、責任、事務実施等、責任も非常に重くなっており、そしてその農業委員会を中心にしてお伺ひしたいと思ひます。

まず、第1点でございますが、昨年12月15日に、農地法初め四つの法律を見直し、スタートしました。その制度のねらいは、これ以上の農地の減少を食いとめて、農地を確保し、最大限に有効利用するとの理念のもと、根幹にある農地法の目的が見直され、農地の転用規制が一層強化される一方で、農地の貸し借りについては規制を大幅に緩和いたしました。農地借りやすくして、農地を最大限に有効利用することにしました。

これに関連して、農地の相続税の納税猶予については、農地有効利用を一層進める観点から、ほかの人に貸した場合でも適用を受けられるようにしました。

以下、主な改正は、農業生産法人制度の見直し、農地の権利取得要件の見直し、農業生産法人以外の法人などの賃借による利用の促進、遊休農地対策、農地の利用集積、以上の五つでございます。改正のねらいのポイントでございますが、そこで質問に入る前に、農業委員会としてぜひやっていただきたいことがあります。

第1点は、農地取得の下限面積の設定でございます。現行の知事が定めた面積は、今年度、改正以降は適用されなくなりますので、ぜひ農業委員会で決めていただきたい。現在、北海道は2ヘクタールでございますけれども、そのほかは50アールとなっております。よろしくお決め願ひたいと思ひます。

それから、農地の相続が起こったときの届け出の周知でございます。今回の改正で届け出を義務づけておりますので、町の死亡届の窓口などにチラシとか用紙を用意して手渡してもらうよう、関係担当課と連携することをお願ひしたいと思ひます。

第3点でございますが、標準小作料制度の廃止でございます。昔から言う小作料でござ

ございます。それに伴って、農地の賃借料情報の提供でございます。賃借料の目安となる情報を地域の農業者にぜひ発信させていただきたい。

以上3点、ぜひ検討して、早急に実施していただきたいと思います。

そこで、質問の第1点ですが、権利取得の届け出制度でございます。相続などにより、許可を受けることなく農地の権利を取得した者の農業委員会への届け出を義務づけました。そこで、具体的な内容と制度の目的と、幸田町内にお父さん、お母さんがあって、今、地元を離れる方が非常に多い。そういう形で相続が発生した場合、対象となるかならんのか、教えていただきたい。

また、届け出をしなかった場合、言葉は悪いですけども、虚偽の申告を行った場合、罰則はあるかどうか。

以上3点、一度に聞きますので、御答弁願います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） まず、前段の農地取得の下限面積の設定でございますが、農地法の規定によりまして、農地の権利取得をするための必要な要件といたしましては、従来と同様に、耕作面積3,000平方メートル、3反以上であることというふうに定めまして、法改正がされました12月15日に告示をさせていただきました。

それから、その次の農地の相続が起きたときの届け出の周知ということでございますが、相続が生じたとき、届け出に対する周知につきましては、議員の今申されましたように、戸籍の窓口で死亡等の届け出に見えた際、ほかの関係の事務関係のチラシと同様、この関係もチラシと、それから届け出用紙をお配りして、周知に努めるようにいたしました。

御質問の1点目、権利取得の届け出制度でございますが、届け出制度の内容と目的ということにつきましては、改正前の農地法では、相続等によって農地の取得を、自動的にといたしますか、親御さんが亡くなられたというような状況で取得された場合には、届け出は特に不要であったわけでございますが、改正によりまして、おおむね10カ月以内に農業委員会のほうへ届け出をするようにということとなりました。

これにつきましては、その農地が今後適正かつ効率的に使われていくかと、活用されていくかということを確認するための制度でございます。

それから、先ほど申されました、町外にお住みの方が相続等によって権利取得をされた場合でございますが、土地が幸田町に当然でございますので、幸田町の農業委員会のほうへ届け出をしていただくということでございます。

また、届け出を怠ったり、うその申告をされた場合、即適用ということかどうかは別といたしまして、罰則といたしましては、10万円以下の過料ということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） それでは、これもちょっと僕もよくあれですけども、届け出があった農地で利用者が見つからない場合、こういうのはどうするのかと。

それと、もう1点、先ほど部長が答弁された過料、これは10万円以下の過料と言われましたけれども、過料とは、金銭を徴収する制裁の一つかどうか、それによってこん

なことはあっちゃいかんことですのでけれども、どういふもんだかちよつと御説明願ひます。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 相続によつて土地の利用者がいない。パターンとしては、お子さんが相続をされたときに、もう既に外に出てみえて、町内になかなか耕作に戻つてこれないというような状況かと思ひますが、そういう場合につきましては、御本人さんの申し出がござひますれば、うちのほうで、農協ですとか、営農意欲の盛んな農家さん等を含めて、農業委員会を含めて、借り手をあつせんしていくというようなことになろうかと思ひます。

それから、過料でござひますが、過料は今、金銭罰でござひますが、本件については、同じ過料でも「過料（あやまちりょう）」というほうの過料でござひます。「科料（とがりょう）」のほうの科料ではござひませんので、刑罰という形ではござひません。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 私も過料というのをちよつと勘違ひしておりました。

それでは、第2点目の転用規制の厳格化でござひます。

これは、これ以上の農地の減少を食いとめて、食料生産に必要な農地面積を確保するということとござひまして、また農地の転用規制を厳格化するという、農用地区域から除外を厳しくしておられます。担ひ手が安心して営農できるようにするということですが、やはりこの具体的な内容、それから「違反転用者の措置は厳格化」と書いてありますけれども、どのように強化されたのか、お伺ひいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 2点目の転用規制の厳格化ということとござひますが、農地転用許可制度では、優良農地を保全するために、転用に当たつては周辺の農業利用等に支障を与えないようにということと誘導・指導等をしているところでござひます。極力小さくするようにということと気を配つておるところとござひます。

そうした中で、原則、転用が認められない第1種農地、団地化が進んでおるようなところでござひますが、第1種農地の団地要件を今まで20ヘクタールだったものを10ヘクタール、団地が小さくても1種農地ということと認定するというふうになつて厳しくなりました。

それから、原則として転用が認められる第3種農地として、これは第3種農地だということと認定する際の都市的整備のされた区域という項目があるわけとござひますが、その区域に認定するために、今までは沿線道路、その転用しようと考えておられます土地の沿線道路に水道管・ガス管・下水道管、そのうち2種類以上が埋設されている必要があるということと、それも今まで確か1種だったかと思ひますが、要件が厳しくされたということとござひます。

それから、一般の方には直接は関係してこないわけとござひますが、今まで転用許可を要しなかつた市町村が行う転用の関係とござひますが、学校、社会福祉施設なども転用の許可を要するというような形で強化をされてまいりました。

それから、違反転用者への措置ということとござひますが、違反転用があつた場合、国、それから県知事等が違反を是正するため改善命令をするわけとござひますが、罰則

といたしましては、違反転用者に対しましては、今までどおり3年以下の懲役または300万円以下の罰金でございますが、法人に関しては大幅にこの罰金が増額されまして、1億円以下の罰金というふうに強化をされたところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 僕もあれですけども、この改正では、改めて学校とか、いわゆる社会福祉施設ですか、病院も入ると思いますけれども、なぜこれ固有名詞で出てきたのかなと思います。

それと、もう1点、農振法の運用化を厳格しまして、農振運用地区内からの除外は何かあるでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 個別案件で、学校、社会福祉施設などということでございますが、これについては、こういうものが今まで自治体、県、市町村等で許可を要しないで転用しておったということで、影響が大きいということで、個別に名前を上げて規制をかけるという状況でございます。

それから、農振農用地からの除外ということでございますが、除外につきましても、法改正によってその要件が強化されておまして、農地の集団性に支障を及ぼさないような除外というような4項目の要件に基づいて除外のときの審査をしておったわけでございますが、今回、一つの要件を、認定農業者たちの土地集積に支障を及ぼすようなことがないようにという項目を1項目つけまして、その審査基準を厳しくされたところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） これも僕のあれですけども、違反者が不明の場合、これは行政のほうで、農業委員会のほうで行政代執行というのがあるんでしょうかね。いわゆる、転用違反者が不明な場合、行政代執行というのは農業委員会で、あるいはそのほかの方でできることになったんでしょうかね。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 農地転用された段階で、そのやられた方が不明な場合というのは、ちょっとなかなか想像がつかないわけでございますが、県知事等から改善命令を出す相手がおらんというような状況のことかと思いますが、そうした場合には、確か代執行もあったかと思いますが、ちょっと明確には申し上げられません、申しわけありませんが。

ただ、転用しておる状況ですので、まずそういうようなパターンは想定されるのは少ないかなと思いますが、申しわけございません。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） それでは、第3点目でございますけれども、賃借料でございます。

今まであった標準小作料、この制度が廃止になりまして、農業委員会から提出される実勢賃借料の情報ということ参考にして、当事者同士で決定される仕組みに変更されまして、そこで実勢の賃借料とはどんなものか、またこれ、昔からお互いに当時しておった料金、いわゆるお互いに納得した金額でやっておったのは、こういうのは計算方法

があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 借地の関係で、標準小作料等でございますが、今まで標準小作料ということで当然やってみえたわけでございますが、今回、法改正で標準小作料というものがなくなりまして、借地料情報ということで、皆さんにその情報をお渡しするというところでございます。

その出し方につきましては、農地法の第3条の許可申請ですとか、利用権設定をされる際の届け出等、町のほうへ出てくるわけでございますので、そのデータを集約いたしまして、標準的な価格といいますか、平均をして、その価格を標準小作料にかわる借地料情報としてお渡しするというところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 農地利用集積計画で、「標準小作料並み」とか「標準小作料に準ずる」というふうに記入されている場合、それはどうするのかと、もう1点、実勢賃借料の農業者への周知方、この2点、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 農地利用集積計画で、今まで「標準小作料並み」、それから「標準小作料に準ずる」と、いろんな表現があるかと思いますが、標準小作料という名前を使っておみえであったものについては、標準小作料そのものがなくなりますので、当然のように失効するわけでございます。

そうした中で、今後につきましては、先ほど申し上げました借地料情報に基づいて、借り手・貸し手それぞれで今後協議をしていただくというふうになるかと思えます。

それから、情報提供の仕方、広報ですとか、それからいろんな会議での周知ですとか、その方法はいろいろあるかと思いますが、最終的にどういう形でお渡しするかということ、現在、農業委員会さんのほうで協議中でございますので、近々のうちに情報提供できるようになるかと思えます。よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） この、現在では、賃借料情報といいますか、昔から隣同士で父親なり母親なり、または祖父母が生きておったときは、これぐらいでということやっておった親戚とか隣、あるいは兄弟で出たときは、こういうふうやっておったような気がします。そして、今では農業委員会が中心になって、こういう格差が出てくると思いますが、その辺の新しい情報では高かった、前はこれだけだという紛争のもとにならへんかしらんとおっしゃって、それを心配するんですけども、その辺の農業委員会の役割が大変厳しくなるとおっしゃるんですけども、その辺のところはどういうふうにお考えですか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 今まで標準小作料ということで、にしきの御旗ではないですが、そういう形で決めておられたのが、今度は情報という形でお渡しするというところで、この情報につきましては、最高と最低、それから平均ということで出させていただきますので、それによって御判断をいただかないわけでございますが、当然、そういう高過ぎる、安過ぎる、利用権設定が進まないということになれば、農業委員会の

ほうの仕事といえますか、中に入って調整するような仕事も出てくるわけですので、農業委員会はますますこれから頑張るってやらないかなということになるかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 大変、お金に絡むことでややこしい問題だと思いますけれども、その辺のところをよろしく、最後は当事者同士の協議になりますけれども、農業委員会のほうでよろしくをお願いをいたします。

それから、第4点目に入りますけれども、遊休農地対策、これが一番農業委員会としては大変なことじゃないかなと思います。遊休農地が強化されて、指導の対象がすべて遊休農地になるよと。そこで、農地の所有者・利用者はその有効利用に努めることが重要である、また農業委員会が毎年農地の利用状況調査を行うということで、役割が大変多くなって、重労働だと思います。

そこで、本町の遊休農地はどれぐらいあるかということと、所在、利用状況の調査方法、それから利用権設定されている農地の所有者がわかる場合、限られておりますけれども、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 幸田町の遊休農地につきましては、平成21年度で11.85ヘクタールでございます。そのうち指導・通知等を行って、その結果、4.82ヘクタールの農地で除草だとか耕作などの改善を昨年はやりました。

農業委員会では、農地の利用状況を把握して、適正な利用を推進するということで必要があるわけですが、そこで今までよりも調査の範囲が広がったということで、市街化区域内の農地も含めて調査をするということで、調査は年に一度、農業委員さんたちのお力をおかりしまして、現状把握を今後もまた進めていくところでございます。

それから、遊休農地で利用権設定をされているところの状況でございますが、現在、遊休農地で利用権設定されているところはございませんが、今後、利用増進のあっせん希望をしていただける方がお見えになれば、先ほどもほかの点で申し上げましたように、相手方の紹介等、農協さん等とも協力して、あっせんをしていくように検討してまいります。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） そうすると、今、部長が言われたように、所有権がわからない遊休農地については、県知事の裁定を得て条件設定がされるということではよろしいですか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 所有権のわからない遊休農地というのは、先ほど申し上げましたのとはちょっと違いますが、先ほどは所有権がわかっておって、たくさん遊休農地があるので、利用増進を結びたいという方がお見えになればということでございますが、所有権のわからない遊休農地、幸田の場合ですと、なかなか大平原のところとか、そういうことじゃないもんですから、余りないかとは思いますが、農業委員会の公告ですとか、県知事の裁定を得て、その後、耕作を希望する人へ利用権を設定していくという段取りになります。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） わかりました。

それでは、農地制度について最後の質問になろうかと思えます。

相続税の猶予の見直しについてでございます。

一定の要件のもと、農地を貸し付けても、納税猶予の対象とする特例が拡充されたとなっておりますが、この一定の要件とはどういう意味でしょうか、お伺いたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 相続税の猶予につきましては、従来、自作の農地、自分で耕作をしてみえる農地に限られておたつたわけでございますが、貸し付けする場合につきましても納税猶予の対象になるように、今回、制度が拡大されました。市街化区域外農地は、自作または貸し付けによって農地として利用を终身継続するということが一定の要件でございます。この「终身継続する」というのが一定の要件でございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） それと、一定の要件とは、貸し手側だと思います。それで、借り手側には、新たな猶予税額の免除要件とか、現在利用権設定されている農地はどうなるんでしょうか、お伺いたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 現在、利用権設定されている農地も、今後は猶予が受けられるようになるということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 大変多岐にわたって、私もいろいろと質問項目も多いけれども、大体こうなるのだということ把握したつもりでございますので、次の第2点目に、戸別所得補償制度についてお伺いたします。

モデル対策の概要は、恒久的に赤字に落ちている主食用米の補てんを行うとともに、自給力向上に貢献する作物に対して、需給調整とは関係なく助成を行い、生産振興を図るということで、戸別所得補償モデル事業とこの水田利活用自給力向上事業、この二つがありまして、米補償制度では、米の生産量に従って生産する販売農家、集落営農が対象となって、定額助成、10アール当たり1万5,000円交付するよということで、10年度産米から過去3年間の販売価格、60キロ1万9,780円を下回った場合は、その差額を補てんすると。交付対象面積は、自家消費・縁故米分を勘案して、主食用米の作付面積から10アールを控除したものだよと。

それから、酒造好適米、それから種子用米も同事業の対象となりますが、10アール控除はないということで、水田経営所得安定対策の収入影響減少緩和対策は継続するというところでございます。

また、水田利活用自給力向上事業、田んぼで大豆や麦、新規需要米などを生産する販売農家、集落営農に対して、主食用米並みの所得を確保できる水準で支援、二毛作助成も措置をするよということで、国で品目ごとの助成単価を設定しております。

地域農業者によって、2009年度より単価が下回る恐れがあるため、県の裁量に基づく激変緩和措置がとられておるということで、この所得補償、これは大体加入申請手

続と、それから交付申請手続が秋ごろになると思いますけれども、もう加入申請手続というのは6月いっぱいでございますので、確認のためにお伺いをいたすところでございますが、6月30日までに提出してくださいよということで、これはどこへ提出、これは全部済んだんじゃないかなと思いますけれども、あと自分の生産数量がわからないとか、生産数量の目標の配分を受けていない、そういう場合の連絡先はどこですか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） ただいま御質問のございました戸別所得補償制度につきましては、食料の自給率の向上と、その環境整備のために新たに発足した制度であることは、今、議員が言われましたとおりでございます。

加入していただくためには、いろんな水稻作付面積は11アール以上あることだとか、水稻作付面積25アール以上ある方については、水稻共済に加入していただくことなどのいろんな要件があるわけですが、加入申請に当たっては、今言われましたように、6月末までに役場、もしくは農協へ申請書を提出をしていただくことになっておいて、現在も皆さん、提出をしていただいている最中でございます。

それから、生産数量目標につきましては、細目書の提出をいただいた段階で調整をいたしまして、岡崎・額田地域水田農業推進協議会で配分されますので、もし数量等、御不明な点、それから制度の詳細についてお尋ねがございましたら、役場産業振興課、もしくは農協のほうへお問い合わせいただければ対応できるかと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 加入申請手続のほうは、大体ほぼ終わつとると思いますので、今度、交付申請の手続でございます。

交付申請手続、配布時期、それから提出先、ちょっと一遍に言いましたけれども、添付書類などがあるかどうか、それも含めてお答え願います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 交付申請の時期につきましては、今、国のほうからは11月に開始するということで聞いております。

手続につきましては、こちらのほうから配布する交付申請書を内容を確認をさせていただいて、判こを押していただいて、提出いただくということでございます。

特段、内容等、間違いはないかと思えますので、実際の作業としては、判こを押して提出をしていただくだけということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） ちょっとそれでは、加入申請と交付申請、ちょっと改めてもう一度お聞きします。

6月までに加入申請書と作付面積確定書を提出して、秋ごろ、農家からはこれを出すと、10月ごろ、政府のほうから交付対象面積の通知が農家のほうへ来て、交付申請書を11月ごろに印鑑をつけて出すよということでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 11月から提出をしていただくということで、そのとおり

で結構でございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） それと、交付金の件でございます。定額交付、変動交付というのがありまして、自給力向上事業でございます。どこへ振り込むのかということと、幸田町はブロックローテーションというのをやっておると聞いております。そうすると、本人以外の田んぼ、他人オペレーターでございますけれども、本人以外の口座へ振り込まれるのか、本人の指定口座へ振り込まれるのか、それから交付金の支払い時期、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 交付金の支払い時期につきましては、所得補償モデル事業の定額分が12月、それから変動部分と自給率向上事業は3月、国から加入者の方の口座へ直接お支払いをされます。

それから、麦・大豆自給率向上事業の交付金につきましては、今言われましたように、オペさんのほうへということですが、その地権者の方への支払いについては、ただいま協議中で、その後、お支払いをするということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） 最後になりましたけれども、これは町長にどうしてもお聞きしたいと思っておりますけれども、農地制度、それと戸別所得補償制度、本当に今年度は大きな事業が二つあります。

そこで、1952年、農地法制度が始まりまして、1975年には農業振興の整備ということで、担い手の地域で育成するという、大まかな主体となって、集団的な利用権を設置ということで、1980年代に入りますと、農用地利用増進法が拡充されて、ちょうど町長がなられる前かはわかりませんが、1993年、農業経営基盤強化促進法制定ということが法律で決まりまして、2003年、2005年、2回改正されて、現在、今、昨年12月15日に農地法が改正されるという、大変大きな改正でございます。それと、ことし農家所得補償モデルは民主党の農業関係では目玉の一つと考えております。これに携わった町長のお考え、また何かありましたら、お願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 池田議員から大変難しい御質問をいただいて、ちょっと今、頭の整理、パニック状態にあるわけではありますが、基本的に農業は、まさにこれまでは一定の面積、集団化によって対応するというものであったというふうに思うわけではありますが、特に個人については4ヘクタール以上ですか、集団の場合は20ヘクタール以上と、こういう形で、農業の規模拡大を図りながら食料の確保に努めるということであったというふうに思うわけではありますが、だんだんそういう形が今回大きく変わって、今、池田議員が農地の転用の側面から、あるいはまた戸別補償の面から御指摘をされたわけではありますが、御案内のとおり、本当に農地がいろんな面で荒廃をしておると、遊休農地が幸田町でも11.8ですか、12ヘクタール、個人の農家にとりましても、1ヘクタール以上の人が10戸ぐらいの農地が遊休農地でつぶれておると、こういう状況にあ

るわけでありますので、いかにこういう農地の有効活用を図るということが極めて重要であるということから、こうした特に農地法の面から、いろんな面で届け出の関係であるとか、面積が、いわゆる都市化なり、いろんな面でつぶれていく、遊休農地が少なくなることはもちろんであります、そういう面で、規制を強化しながら農地を守っていくということが1点と、もう一つは、御案内のとおり、食料自体が我が国は40%を切ると、自給率が。どうしても、その農地自体の自給率を高めるためには、従来のようなそういった大規模農地の確保だけでは対応できんと。特に、農家自体の後継者がいないという状態が続いていますので、まずはその規模が小さくても、一定の補償をしながら、10アール当たり1万5,000円ですか、その生産と販売した価格の差が3カ年によって出れば補償していくと、そういうようなことをしながら、食料が安定的に確保できるような施策に大きく転換をしたということは、本当にこの10年以降、革新といたらいいでしょうか、大きく変わった、このことは本当に私も実はびっくりしておるところでありまして、いずれにしても農業自体に、食料はまさに一番私どもの生活にとって大事な分野でございますので、安定確保・供給、これが極めて重要であるというふうに思いますので、そういった面でそういった補償がされるということと同時に、農地の遊休農地等がこれ以上進まんようにするということが極めて大事でありますし、またそういった個々の農家、あるいはまた農地のみならず、環境面からも極めて重要であると、農業は。そういう面で、食料・農業・農村というんですか、部落としての環境対策にも配慮する、そういう三者一体の農業政策が今取り組まれておるわけでありまして、そういった面では、私といたしましては高く評価をしながら注目をして、また幸田町の農業もそういう方向で振興していくということが大事であるというふうに思っております。

とっさの御質問でございましたので、ちょっと判断に迷うわけではありますが、そんな中、私も農業の経験者でございますし、農家の育ちでございますので、何にしても農業は本当にまさに基本であるというふうに思いますので、そういった側面にとらえて、真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田君。

○3番（池田久男君） まだちょっと時間がありますが、今、町長のるる農業に対する思いを聞きました。

最後になりますが、横流れ防止対策というのをちょっとお聞きしながら質問を終わりたいと思います。

新規需要米、加工米等の助成が手厚くなった半面、生産者に対し主食米への横流れ防止、これを徹底、注意されたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 横流れ防止、先ほどの戸別所得補償制度の流れでございますが、横流れ防止につきましては、食糧法などで、米国の取引の記録の作成、それから保管を事後検証で企業に3年間、若干、ケース・バイ・ケースで年数が違うこともありますが、基本的に3年間保管をしていただくということで義務づけられております。

主食用途以外の多用途米でございますが、これにつきまして、多分議員が言われるのは、豊作のときやなんか届け出してあるよりもたくさんできてしまったときに、その

たくさんできた分が横流れしてしまうんじゃないかというようなこと、これはいろいろ心配をされるところでございますが、これにつきましては、その地域のその年の作柄といますか、作柄指数とはまたちょっと違いますが、標準的などれだけ反収が上がっておるよということを、計数をかけて、その全量を出荷してもらおうというようなことで、横流れ防止に努めていくという制度になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、池田久男君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、16日水曜日午前9時から再開します。

本日一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を6月24日木曜日までに提出をお願いいたします。

長時間、お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年6月14日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 大 嶽 弘

議 員 池 田 久 男